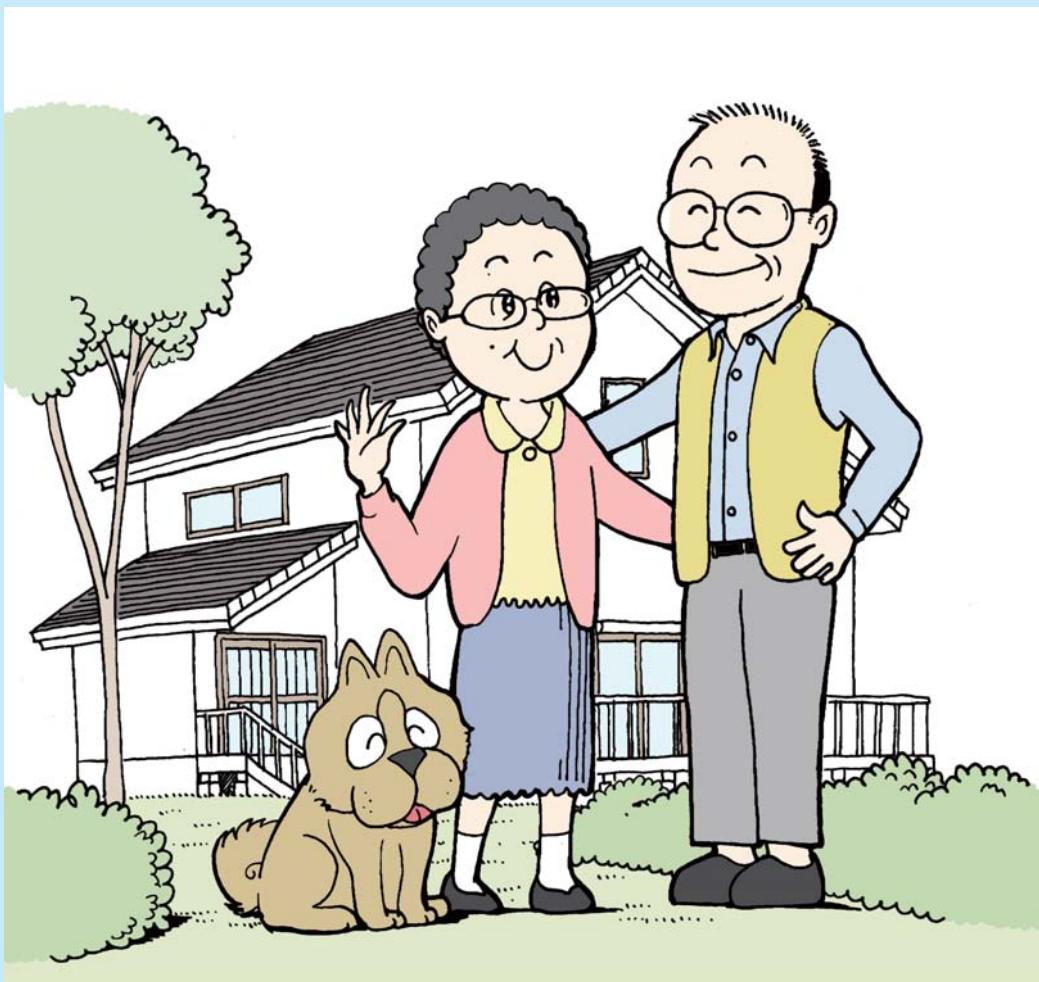


安心して生活を楽しむことができる住まいづくり

バリアフリー ガイドブック

新築・リフォーム



鹿児島県住宅リフォーム推進協議会

はじめに

高齢社会の本格的な到来を迎え、高齢者が安全に安心して暮らせる住宅の整備が不可欠となっています。

鹿児島県住宅リフォーム推進協議会では、高齢者等に配慮した適切な設計・施工による住宅の建設や既存住宅に対するリフォーム(改修)の普及促進に取り組んでいます。

このガイドブックは、主に工務店等の建築技術者の方々や大工さんを対象に加齢等による身体機能の低下が生じても基本的にそのまま住み続けられるような性能を備えた住宅(バリアフリー化された住宅)の技術的指針として作成しました。また、工務店等の建築技術者の方々や大工さんと住まい手の方々が共通した認識を持ち、年をとっても、足腰が弱っても安心して生活を楽しむことができる住まいづくりに活用していただければ幸いです。



目次

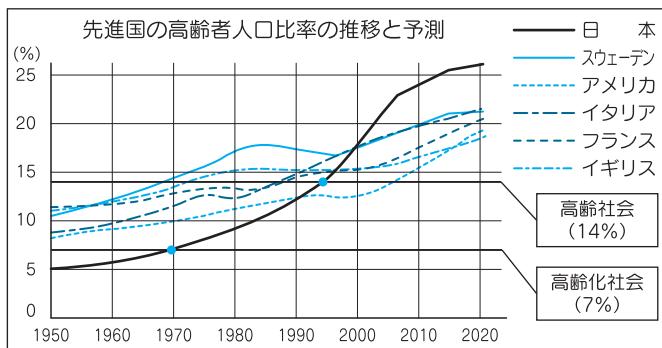
I なぜバリアフリー住宅が必要か？	2
II バリアフリー整備の相談の進め方	3
III バリアフリー整備を行う前に考える基本的なこと	5
1) バリアフリー整備に関する制度等について	5
2) バリアフリー整備の相談から完成まで	7
IV バリアフリー整備の設計・施工チェックリスト	8
A 新築の場合（住まい手の要望・身体状況等のチェックシート）	9
仕上げ・色彩	
1 部屋の配置	10
2 段差	11
3 手すり	12
4 通行幅	13
5 建具等	14
6 収納スペース	14
7 仕上げ・色彩	15
8 設備・温熱環境	16
9 その他（空気環境等）	16
共通基本技術	
1 玄関・アプローチ	17
2 階段	19
3 便所	21
4 浴室	23
5 高齢者等の寝室・バルコニー	25
6 洗面所・脱衣室	27
7 台所	29
部屋別・空間別	
B リフォームの場合（住まい手の要望・身体状況等のチェックシート）	31
○リフォーム工事で注意すること	32
○木造住宅の構造に関するこ	32
共通基本技術	
1 段差	33
2 手すり	34
3 その他（通行幅・建具等）	35
1 便所	36
2 浴室	37
3 その他（洗面所・脱衣室・台所等）	38
V 知つておくと役に立つ！Q&A	39
VI 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会	41
1) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会とは？	41
2) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会役員名簿	41
3) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会会員名簿	42
■ 参考資料	43

I

なぜ バリアフリー住宅が必要か？

～高齢化が進行しています～

日本の高齢化率は、2015年には約26%(4人に1人が高齢者)となり、世界に類をみない「超高齢社会」になるといわれています。特に鹿児島県は、全国平均より高い高齢化率となっており、今後加齢等に対応する生活環境づくり(バリアフリー化等)の重要性はますます高まってくるでしょう。



～加齢とともに、体は変化します～

記憶力・注意力低下

忘れっぽくなる。また注意力も衰えてくる。

視力低下

遠近の調節機能が衰えてくる。また、黃色味を帯びて見えるようになる。

運動機能衰退

骨・関節・筋力が衰え足腰が弱くなる。平衡感覚、反射神経、柔軟性などが低下して動作が緩慢になる。



聴力低下

小さな音が聞こえにくくなり、言葉を聞き分ける能力も落ちてくる。

体温調節機能低下

急激な温度変化に体がついていけなくなる。

骨折しやすくなる

骨量が減少し骨がもろくなる。骨のまわりの筋肉が衰えて骨折しやすくなる。

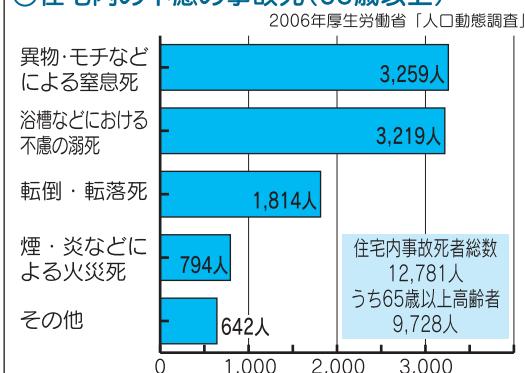
～住宅内には、危険がいっぱい！～

下に示すように2006年の「住宅内の事故死者」は、12,781人、そのうち**65歳以上の高齢者に限れば「家庭内事故死=9,728人」で、「交通事故死=4,380人」の2.2倍以上**にのぼっています。また、住宅内では右下に示すように「居室」の事故が最も多く、次に「階段」、「廊下」、「台所」、「浴室」の順に多くを占めています。

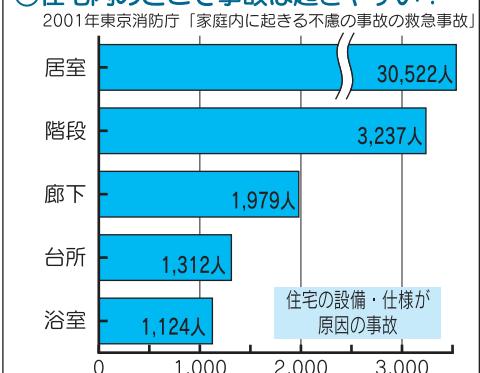
このように現状の住宅は必ずしも安全であるとは言えません。



○住宅内の不慮の事故死(65歳以上)



○住宅内のどこで事故は起きやすい？



～バリアフリー住宅で安心、快適生活を！～

バリアフリー住宅の整備を行うことによって、右のようなメリットが得られます。また、バリアフリー住宅の整備は、住宅内の事故を防ぎ、将来障害を持った場合に自立した生活を送るためにも重要なことです。

年をとっても、足腰が弱っても安心して生活を楽しむことができる住まいづくりを目指しましょう。

○バリアフリー住宅整備のメリット

生活の継続・生活圏の拡大

「あたりまえの生活」が継続でき、社会との交流も図れる。

障害を持った場合

介助量の軽減

介助する側の負担が軽減される。

家族関係の円滑化

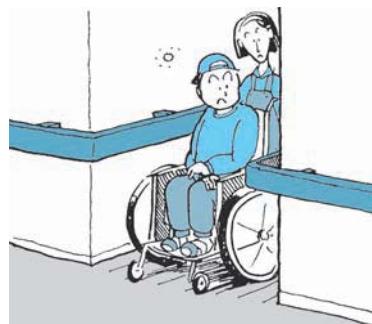
介助の有無や軽減が家族関係の円滑化に大きく影響する。

II

バリアフリー整備の相談の進め方

① バリアフリー整備の対象者の個性に目を向ける

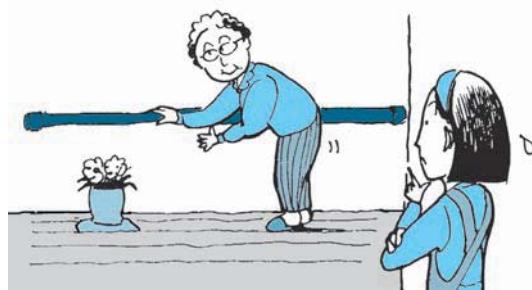
(1)バリアフリー整備に関するマニュアルなどの基準は、あくまで多くの人たちにあてはまる「最大公約数」の内容です。整備対象者や介護者によっては、使いづらくなる場合もあります。



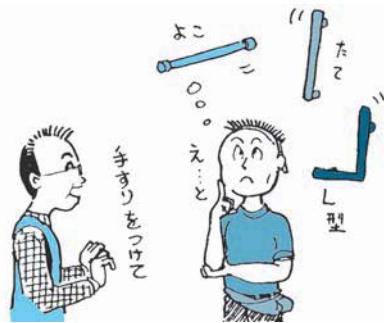
(3)本人だけでなく、介護・介助する家族にとっても使いやすいように配慮する必要があります。また、同居している家族にとって住みやすい環境になるように家族の話も聞きましょう。



(2)日常の生活で不便を感じている点やその原因を明確にするために、一つ一つの動作を確認しましょう。対象者自体も気付かずに行っている場合もあります。



(4)ただ単に手すりの取り付けや段差の解消を行うのではなく、なぜそれが必要なのかを聞き、もっと良い解決手段がないかを考える必要があります。



② 医療・福祉分野の専門家と連携する

場合によっては、浴室の改造を行うより、訪問入浴サービスを利用する方が合理的になることもあります。このように、建築関係者だけでなく、医療・福祉分野の専門家と連携し、対象者にとってより適切な環境づくりを目指しましょう。



③ 生活を楽しむことができる住まいづくりを！

住宅は生活の場です。建築の技術的なことや医療面のことだけでなく、どのようにすれば、そこで生活を楽しめるかという視点も大事です。

住宅のプロとして、年をとっても足腰が弱つても安心して生活を楽しむことができる住まいづくりを提案するように心がけましょう。



④ 鹿児島県の住宅の特徴について把握する

鹿児島県の住宅は、気候や風土、生活習慣などに対応し、さまざまな特徴をもっています。新築やリフォームにあたっては、これらの特徴を活かした上でバリアフリー整備を行うことが重要です。

① 床高が高い（湿度・シロアリ対策）

高温多湿な本県では、湿気やシロアリから住宅を守ることは耐久性を高めるうえから重要です。

このため、湿度・防蟻対策として床高の高い住宅が多く存在しています。



外部からのアプローチや玄関等に高い段差が生じる。



② 大きな断面の木材を使用（台風対策）

台風の常襲地帯である本県は、暴風雨にも耐え得るように、住宅は丈夫なつくりになっています。

このため、断面寸法の大きな木材を使用している住宅が多くあります。



木造軸組の間隔（グリッド幅）によっては、通路の有効幅員等が狭くなる可能性がある。



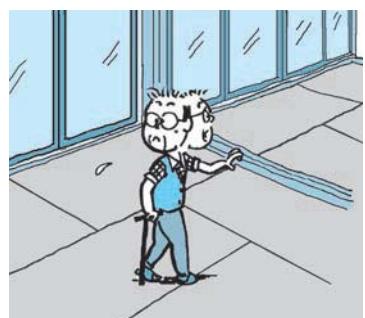
③ 続き間がある（伝統文化）

本県の住宅には、冠婚葬祭や親族あるいは隣近所の人達の寄り合いなどに利用するための続き間があります。

現在でも、接客のための空間として多くの住宅が続き間を有しています。

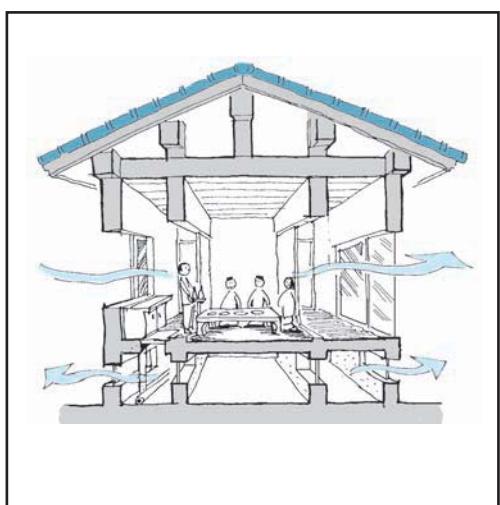


開放的な大空間ができ、壁が少なくなるため、手すりの取付けがむずかしい。



④ 全体的に開放性が高い（通風対策）

高温多湿な夏を快適に過ごすために、南北面に開口部が多く、全体的に開放性の高いつくりになっています。



冬の寒さ対策が十分でない。



プライバシーの確保がむずかしい。



1) バリアフリー整備に関する制度等について

バリアフリー整備に関する制度や基準には、新築住宅を対象としたものと、リフォーム(住宅改修)を対象としたものがあります。基準を満たすことによって、割増融資等を受けることができる制度があります。

■ 高齢者の居住に関する指針等

① 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針 (a:移動の安全性 b:介助の容易性)

「高齢者の居住安定確保に関する法律」に基づく「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」で、基本レベルと推奨レベルが示されている。

レベル	必要な事項
推奨	a 高齢者の移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置を確保する。
	b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置を確保する。
基本	a 高齢者の移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置を確保する。
	b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置を確保する。

② 住宅性能表示制度 (a:移動の安全性 b:介助の容易性)

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき定められた制度で、「高齢者等への配慮に関すること」として、「高齢者等配慮対策等級」が定められている。

等級	講じられた対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。
	b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられていること。
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。
	b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられていること。
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
	b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること。

■ 融資等に関する制度

バリアフリー整備に関する助成・融資等を受けるには、それぞれ定められた基準を満たす必要があります。

① 優良住宅取得支援制度（「フラット35」S）

1.省エネルギー性 2.耐震性 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性のいずれか2つ以上の基準に適合する住宅を取得する場合に、当初5年間の融資金利を0.3%優遇する制度。

② 高齢者向け返済特例制度(バリアフリー工事・耐震改修工事)

60歳以上の高齢者が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を行う場合、建物と土地を担保に借入れが出来る制度。返済期間を申込本人の死亡時までとし、高齢者居住支援センターが連帯保証人になることにより、毎月の返済は利息のみとなる。借入金の元金は申込本人が死亡時に一括返済又は担保処分となる。

※バリアフリーの場合は、「床の段差解消」「廊下及び居室の出入口の拡幅」「浴室及び階段の手すり設置」、耐震改修の場合は、「耐震改修」「耐震補強」のいずれかの工事を行う必要がある。

③ 介護保険における住宅改修費用

介護保険の認定を受けた場合、住宅改修費支給や福祉用具貸与がある。
(バリアフリー住宅リフォーム事例集 参照)

④ 住宅のバリアフリー改修促進税制

平成19年度より、住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税・固定資産税の減税制度がある。

○ 各制度・基準等の対象と身体移動レベルとの関係

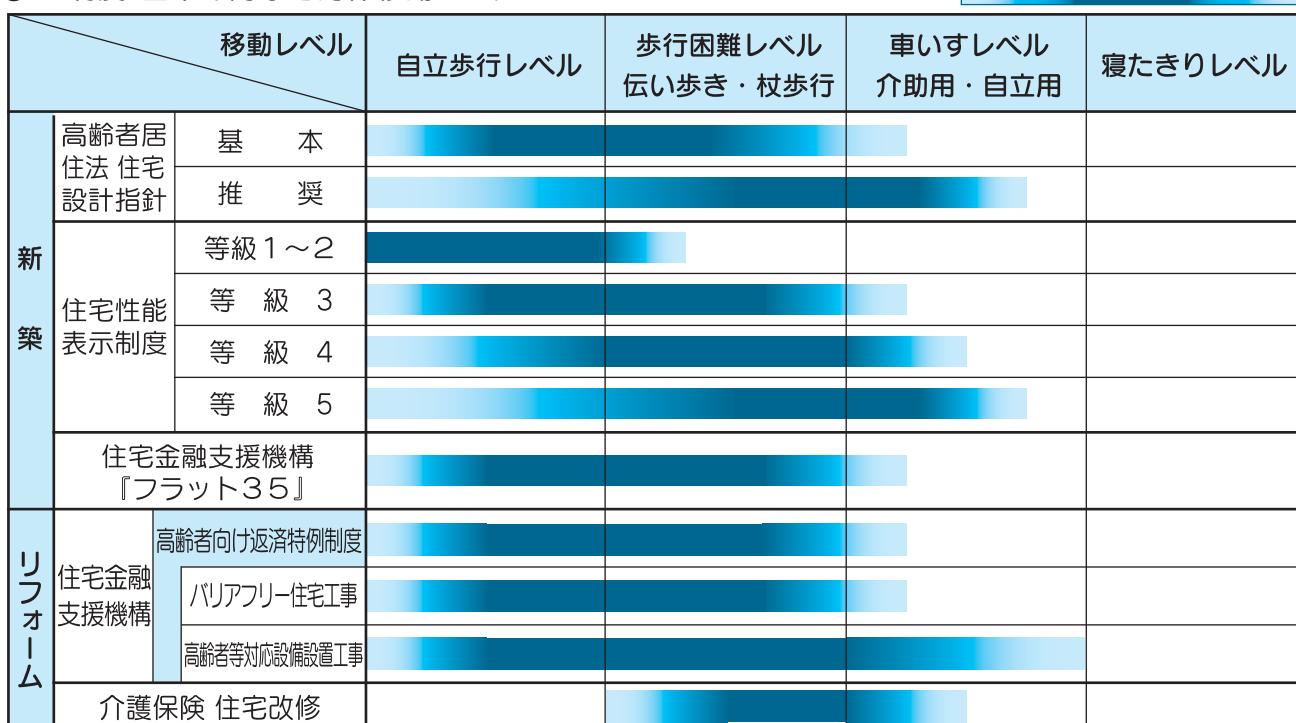
身体の移動レベルを自立歩行レベルから寝たきりレベルまで以下のように4段階に分類し、それぞれの制度・基準が対象とする範囲を示しました。

○ 身体移動レベルについて

自立歩行レベル	歩行困難レベル	車いすレベル	寝たきりレベル
身体機能の低下がいくぶん顕在化しているが、基本的には自立可能である。 	伝い歩き、杖歩行、介助歩行ができる。脳血管障害などで上肢にも軽度の障害がある場合もある。階段昇降は困難か、時間を要する。 	行動内容、身体状況によつては介助車いすを利用。長時間立っているのは苦痛で階段昇降はできない場合が多い。 	日常生活のほとんどの動作において、介助が必要。起き上がりや座位保持ができないことが多い。 

○ 各制度・基準の対象と身体移動レベル

対応可能 最適範囲 対応可能



○ 本ガイドブックで対象とする移動レベル

本ガイドブックは、高齢者居住法の基本・推奨レベル、住宅性能表示制度の等級3～5、住宅金融支援機構の各基準及び介護保険の住宅改修をもとに作成しています。したがって、対象となる範囲は以下のようになります。

○ パンフレットの対象とする身体移動レベル

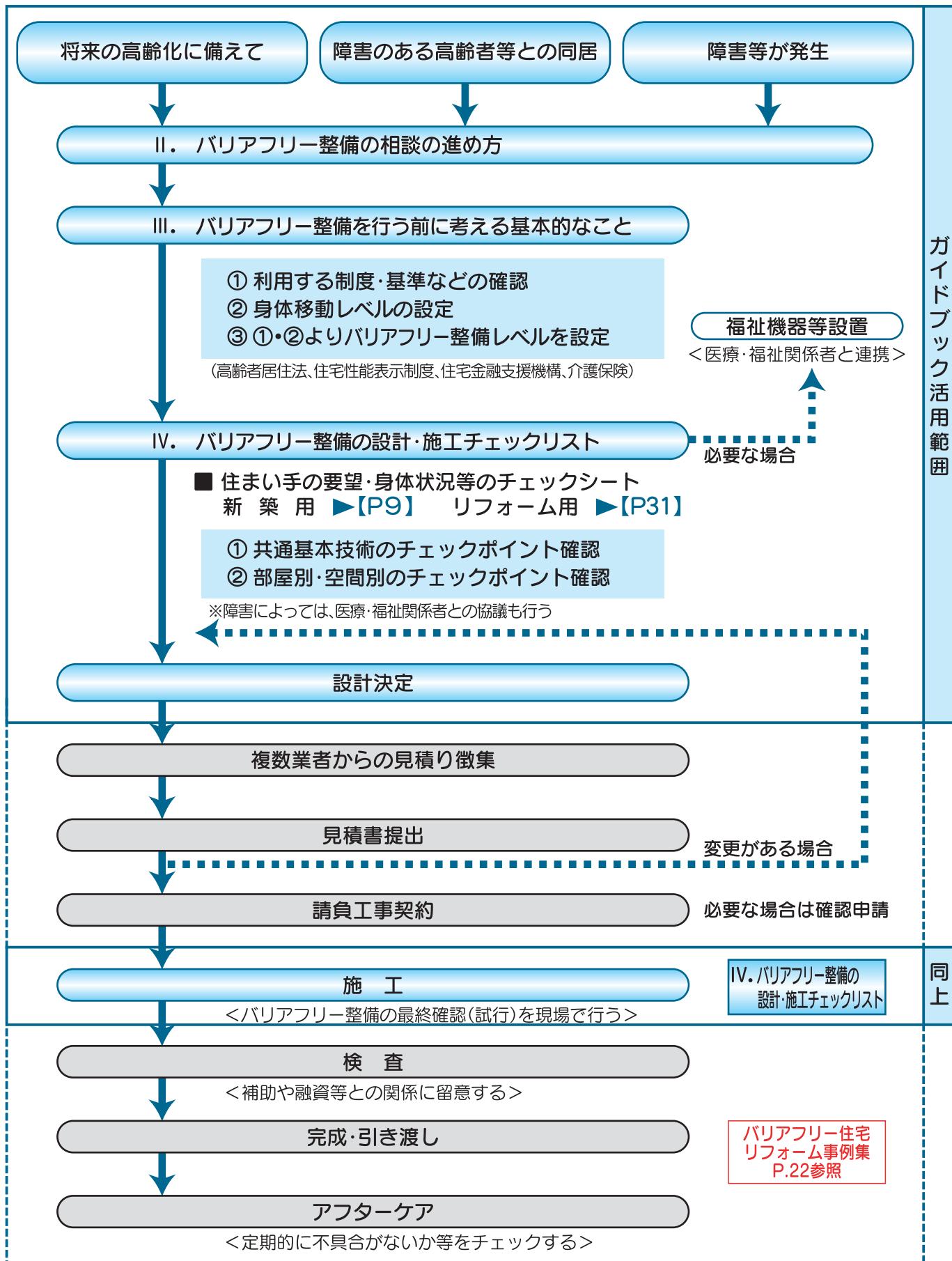
対応可能 最適範囲 対応可能



2) バリアフリー整備の相談から完成まで

バリアフリー整備をスムーズに進めるためには、以下のような全体の流れ(フロー)をよく把握しておく必要があります。

■ バリアフリー整備のフロー



■ チェックリストの使い方について

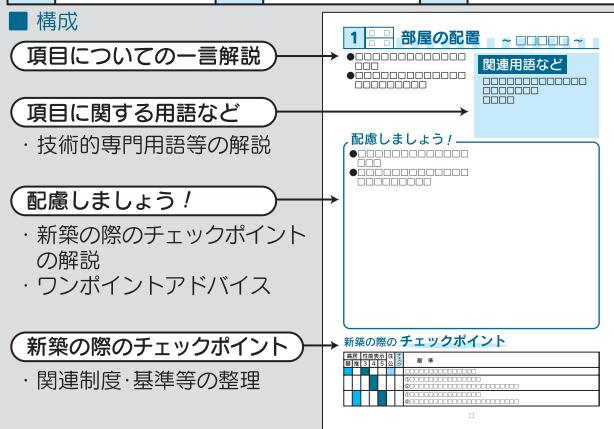
ここではバリアフリー整備について、「A 新築の場合」と「B リフォームの場合」に分けて説明しています。また、ここで対象とする住宅は、主として戸建住宅としますが、戸建住宅と共に項目の多い共同住宅の住戸専用部分にも対応できます。(対象とする部屋や空間は、あくまでバリアフリー整備の対象となる方が日常的に利用する空間を前提としています。)

A 新築の場合

新築の場合は、設計段階において以下のような手順で検討を行うことにより、基準や身体状況等に合わせた間取りや空間を実現できるようにする。

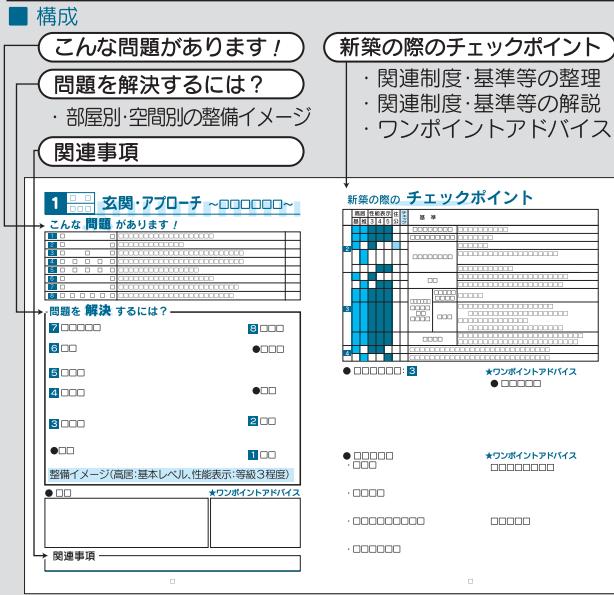
- ① バリアフリー整備の相談の進め方 [P3~P4]
- ② バリアフリー整備を行う前に考える基本的なこと [P5~P7]
 - ・身体移動レベル、バリアフリー整備レベル等の設定
- ③ バリアフリー整備の設計・施工チェックリスト [P8]
 - 1) 住まい手の要望・身体状況等のチェックシート [P9]
 - 2) 共通基本技術 [P10~P16]

1	部屋の配置	2	段差	3	手すり
4	通行幅	5	建具等	6	収納スペース
7	仕上げ・色彩	8	設備・温熱環境	9	その他



3) 部屋別・空間別 [P17~P30]

1	玄関・アプローチ	2	階段	3	便所
4	浴室	5	寝室・バルコニー	6	洗面所・脱衣室
7	台所				



B リフォームの場合

リフォームの場合は、既存住宅を前提とした工事であり、不確定要素が多く個別性が強いため、多種多様になり、基準などに合わせて整備することが困難な場合もある。また、障害に合わせてリフォームする場合が多く、医療・福祉関係者との連携も重要である。

ここでは、バリアフリーリフォームの要望の多い事例について、以下のような手順で検討を行うことにより、基準や身体状況等に合わせた空間を実現できるようとする。

また、Q&A形式で特殊な事例についても説明する。(P39,40参照)

- ① バリアフリー整備の相談の進め方 [P3~P4]
- ② バリアフリー整備を行う前に考える基本的なこと [P5~P7]
 - ・身体移動レベル、バリアフリー整備レベル等の設定
- ③ バリアフリー整備の設計・施工チェックリスト [P8]
 - 1) 住まい手の要望・身体状況等のチェックシート [P31]
 - ・リフォーム工事で注意すること [P32]
 - ・木造住宅の構造に関すること [P32]

2) 共通基本技術 [P33~P35]

1	段差	2	手すり	3	その他
■ 構成					
項目についての一言解説					
関連する制度・基準					
リフォームの際の注意点					
参考とする整備イメージ					
・参考となる部屋別・空間別の整備イメージ					
リフォームの際のポイント					
・整備をする際の設計・施工上の配慮事項や注意点などの解説					

3) 部屋別・空間別 [P36~P38]

1	便所	2	浴室	3	その他
■ 構成					
こんな問題ありませんか！					
問題を解決するには？					
・部屋別・空間別の整備イメージ					
関連事項					
1 便所					
こんな問題ありませんか！					
問題を解決するには？					
・大曲りな建築工事の場合は新築Pに参照					
関連事項					
リフォームの際のチェックポイント					
・関連制度・基準の整理					

A

新築の場合

新築の場合は、バリアフリー整備の対象となる方の現況(身体移動レベルの設定等)はもちろん将来障害等が生じた場合にも備えて、十分対応できるように設計段階で検討しましょう。以下に示すチェックシートは、住まい手の要望や身体状況を把握し、より住まい手に適合する整備を行うためのものです。(P7フロー参照)

記入方法

日常生活

現在の動作状況を記入し、身体移動レベル(P4参照)と照合し、バリアフリー整備の程度を検討する。
(身体移動レベル)

- 自立(自立歩行): 1人で不自由なく動作可能
- 一部介助(歩行困難): 手すり等や一時的な介助が必要
- 車いす(車いす): 車いすを使用している
- 全介助(寝たきり): すべての動作において介助が必要

身体状況

障害の程度や状況について記入する。医療機関にかかっている場合は、医療・福祉関係者(例えば理学療法士・作業療法士など)に相談し、介助などに関する指示を受ける。また、介護認定を受けている場合は、ケアマネージャー(介護支援専門員)などの意見も反映する。

希望する住宅の構造

整備の基本となる項目なので、構造特有の制約も把握しておく必要がある。

希望するバリアフリー整備

住まい手がどの程度の整備を望んでいるかを確認する。

- 将来のために配慮したい

高齢者居住法の基本レベル・住宅性能表示制度の等級3・住宅金融支援機構のバリアフリー性能基準程度に対応させる。

- 障害に合わせて整備したい

住まい手の要望や医療・福祉関係者の意見を十分聞いた上でバリアフリー整備の内容や程度を決定する。(高齢者居住法の推奨レベル・住宅性能表示制度の等級4又は等級5の基準程度)

希望するバリアフリー整備内容

特に住まい手が重視したいところはどこなのか、また整備したい内容について確認する。

利用者・ケアマネージャー・事業者の意思疎通を円滑にするため、このチェックシートを用いて見積り、契約、申請等を行うこと。

■ 住まい手の要望・身体状況等のチェックシート <新築用>

対象者氏名					対象者性別	男・女	対象者年齢	歳
日常生活	自立	一部介助	車いす	全介助	身体状況	障害なし	軽度	重度
移動	歩行				視力障害			医療・福祉関係者などに相談
	階段昇降				聴力障害			医療・福祉関係者などに相談
排泄					その他の障害について(有・無)			
入浴					かかりつけの理学療法士・作業療法士が(いる・いない)			
着替え					要介護度 □自立 □要支援() □要介護()			
就寝					※介護認定が有る場合は、ケアマネージャー(介護支援専門員)と連携する			
希望する住宅の構造	□木造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □その他()							
希望するバリアフリー整備	□将来のために配慮したい □障害に合わせて整備したい							
希望するバリアフリー整備内容	※上記の日常生活・身体状況などから整備の内容を決定し、チェックポイントで採用する項目と程度を選択する							
進入路(アプローチ)	□手すり	□段差	□仕上材	□門扉	□その他()			
玄関	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
廊下	□手すり	□段差	□通行幅	□床材	□その他()			
階段	□手すり	□通行幅	□階段昇降機	□エレベーター	□その他()			
台所・食事室	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
居間	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
寝室	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
便所	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□腰掛け式便器			
	□その他()							
浴室	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
洗面所・脱衣室	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			
その他()	□手すり	□段差	□スペース	□扉	□その他()			

- 日常生活で最低限必要な空間(日常生活空間)はできる限り同一階にしましょう。

- 頻繁に使用する空間への移動は分かりやすく安全にできるようにしましょう。

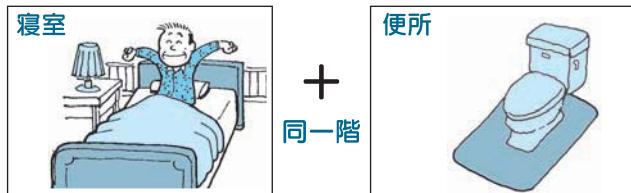


配慮しましょう！

- 2階以上の場合の配慮事項。(平家の場合は、すべて同一階となるため不要)

高居: 基本レベル 性能表示: 等級3、住金

- 特定寝室のある階には、便所を配置。



性能表示: 等級4

- 特定寝室のある階には、便所と浴室を配置。



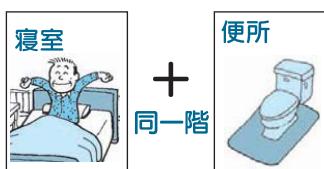
高居: 推奨レベル 性能表示: 等級5

- 日常生活空間は、全て同一階に。



緩和措置 (高居: 推奨レベル、性能表示: 等級4・5の緩和)

- ホームエレベーターを設置した場合は下記に緩和。



<エレベーター設置の条件>

- ・出入口有効幅650mm以上
→ EV 通路等から直進で入る場合
- ・出入口有効幅750mm以上
→ EV 通路等から直進で入れない場合

日常生活空間とは？

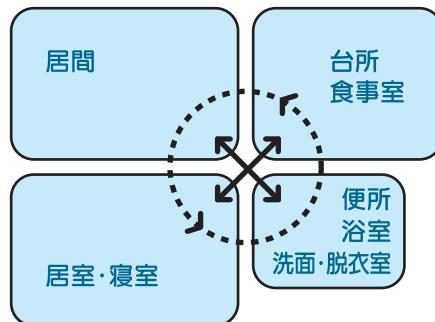
- 日常生活空間とは具体的に「玄関」「便所」「浴室」「脱衣室」「洗面所」「寝室」「食事室」及び「特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ主たる経路・バルコニー」をさす。
- 日常生活空間では、「排泄」「入浴」「整容」「就寝」「食事」「移動」「その他これらに伴う行為」などの基本生活行為が行われる。

特定寝室とは？

特定寝室とは、高齢者等の利用を想定する一つの寝室のこと。

- 動線を考慮し、回遊性のある間取りとする。

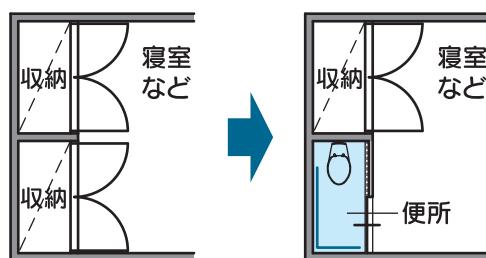
家族とのふれあいや車椅子の使用を考慮し、寝室、便所、洗面、居間・食堂を近接配置。



★ワンポイントアドバイス

建設時に特に必要の無い場合でも、将来便所などが設置できるようにしておくと便利。

現在の収納スペースを、将来トイレに。



新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

高居	性能表示	住金	チエック	基準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35J (バリアフリー性能基準)
基	推	3	4	5	※同項目に①、②と表記されているものは、いずれか1つを選択
					特定寝室、便所は同一階に配置
					①特定寝室、便所、浴室は同一階配置 ②特定寝室、便所を同一階 (ホームエレベーター設置の場合⇒上記設置の条件参照)
					①特定寝室、便所、浴室、玄関、洗面所、脱衣室、食事室は同一階配置 ②特定寝室、便所を同一階 (ホームエレベーター設置の場合⇒上記設置の条件参照)

- スリップやつまづきは高齢者の住宅内死亡事故原因で高い比率を占めています。

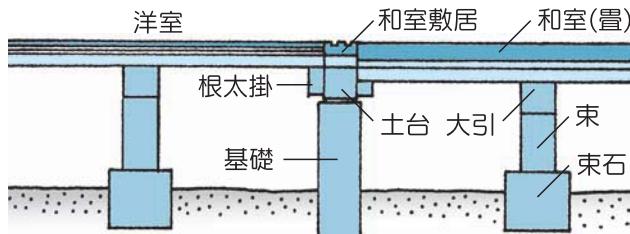
- ちょっとした段差も歩行器や車椅子などでの移動の障害になります。



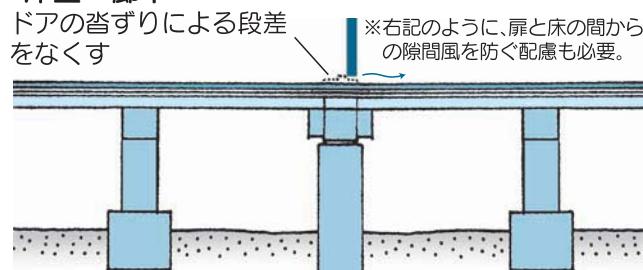
配慮しましょう！

- 住戸内の床は原則として段差のない構造とする。(勝手口等の出入口及び上がり框の段差は除く)

- ・洋室～和室 (高居・性能表示・住金)



- ・洋室～廊下



- 必要な段差(あえて段差をつくりたい場合)

- ・境界としての目的で
<日常生活空間外>

90mm以上の段差とする。
(高居・性能表示・住金)

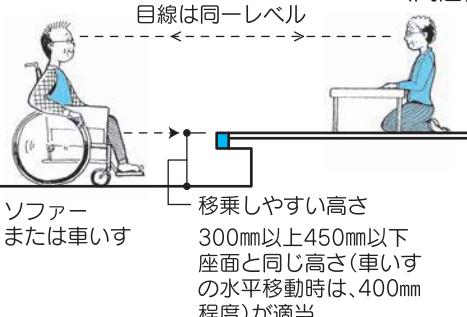


存在が明瞭に分かるように上下の部材を異なる素材または、明度の差が大きい色とする。

- ・居間などの畳コーナー <日常生活空間内>

垂直方向の移動が困難な場合に、水平方向に移動するための段差。

300mm以上450mm以下の段差とする。
(高居)



段差部分は、以下の要件を満たすこと。
(高居)

- ・介助用車椅子の移動の妨げとならない位置に存する。
- ・段差部分面積がそれぞれ3m²以上9m²未満。(居室面積が18m²以下の場合は、居室面積の1/2未満)
- ・段差部分の面積の合計が、当該居室面積の1/2未満。
- ・長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む)が、1,500mm以上。
- ・その他の部分より高い位置にある。

新築の際のチェックポイント

※関連する部屋別・空間別のページを参照する。

・玄関 ⇒ P17へ

・浴室 ⇒ P23へ

・バルコニー ⇒ P25へ

段差の種類

- 段差のない構造とは?
a,bとも5mm以下。(仕上がり寸法) (高居・性能表示)



- 単純段差
段差の一方が他方から単純な状態で下がる段差。

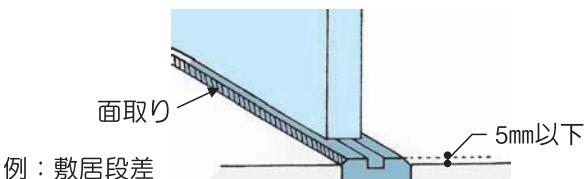


- またぎ段差
両側に段差のある構造。
a,bともまたぎ段差。



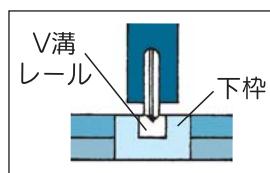
★ワンポイントアドバイス

- ・段差が生じた場合は面取りを。



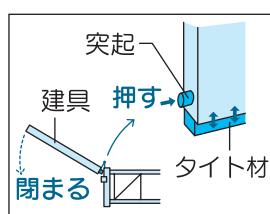
- ・引き戸の敷居

V溝レールを引き戸下枠に埋め込み、下枠ごと床面に埋め込む。



- ・開き戸の隙間風を防ぐ。

扉と床の間からの隙間風を防ぐために、建具が閉まるとき、突起が押され、タイト材が下りてくるようにする方法もある。



- 手すりを取り付けることにより、不安定だった動作が安全に行えたり、不可能だった動作が可能になったりします。
- 手すりは、動作に適した位置・形状・取付方法・材質でなければ、その効果が半減し、かえって邪魔になる恐れもあるので、十分配慮しましょう。



手すりの種類

- 移動のための手すり
廊下など、身体を移動させながら使用する。しっかりと握るのではなく、主に伝い歩きになる。
- 姿勢保持(動作補助)用手すり
トイレでの移乗などで姿勢を保持するための手すり。この場合は、しっかりと握って使用する。
- 落下防止用手すり
バルコニー等で落下を防止するための手すり。これは動作のために握るということはない。



配慮しましょう！

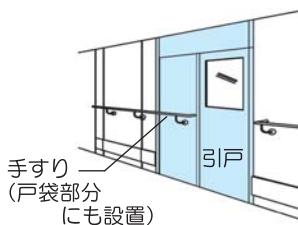
- 住まい手が使いやすい形状で、安全性などにも配慮。

・形 状

一般的には基本の円形で直径28mm～40mm程度が使いやすい。

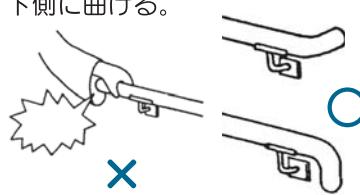


・できるだけ連続して設置

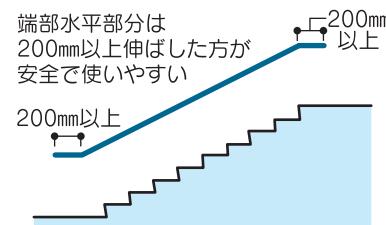


・端部の形状

手すりの端部は、袖口などが引っかかるないように、必ず壁側又は下側に曲げる。

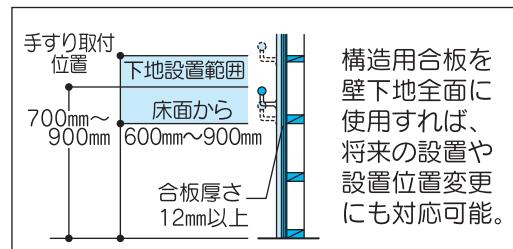


・勾配がつく場合(階段など)



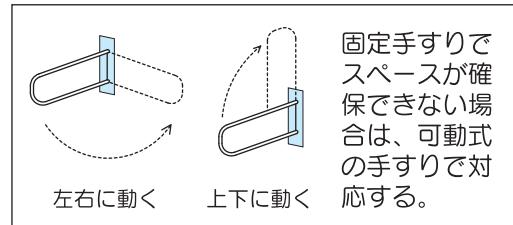
★ワンポイントアドバイス

- ・すぐに必要ない場合でも、将来のために下地の設置は必要。



構造用合板を壁下地全面に使用すれば、将来の設置や設置位置変更にも対応可能。

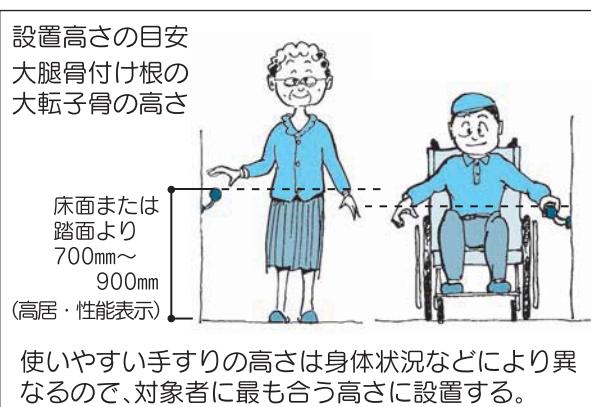
- ・有効幅員の確保が難しい場合



固定手すりでスペースが確保できない場合は、可動式の手すりで対応する。

●取り付け高さは？

一般的に支えやすい高さは、大腿骨の付け根の大転子骨の高さ。(700mm～900mm)



●手すりの材質とその特徴

特徴	木	樹脂	金 属	
			スチール	チール
手触りが良い	◎	△	×	×
滑らない	△	◎	×	△
耐水性	×	◎	◎	×
形状が豊富	△	◎	▲	▲
現場加工しやすい	◎	▲	▲	△
外部での耐久性	×	▲	◎	△
色彩の自由度	○	◎	×	○
使用箇所	浴室以外の部屋	浴室、洗面所便所	屋外	

◎優良

○やや良好

△ふつう

▲やや劣る

×劣る

新築の際のチェックポイント

※関連する部屋別・空間別のページを参照する。

・便 所 ⇒ P21へ

・玄 関 ⇒ P17へ
・浴 室 ⇒ P23へ

・階 段 ⇒ P19へ
・脱衣室 ⇒ P27へ

4

新築
共通

通行幅

~ ゆったり通路で、すいすい移動 ~

- 通行幅の確保は、日常的な利便性だけでなく、将来の手すり設置や車椅子利用に備えることにもなります。
- 開口部などは、建具の厚みや引き残しなどによって、有効幅員が狭くなるので注意しましょう。



配慮しましょう！

- 通路部分の有効幅員は次の基準を確保する。

高居：基本レベル 住金 性能表示：等級3・4	高居：推奨レベル 性能表示：等級5
 柱型など	 柱型など

- 建具の有効幅員は次の基準を確保する。

高居：基本レベル 住金 性能表示：等級3・4	高居：推奨レベル 性能表示：等級5
 柱型など	 柱型など

- 建具や建具枠を撤去して有効幅員を確保。

軽微な改造

住宅の構造に影響を与えない範囲での改造

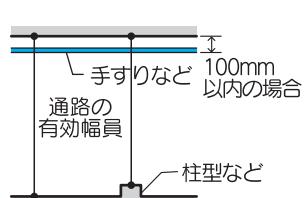
工事を伴わない撤去

ビスを外して建具を撤去する程度の措置

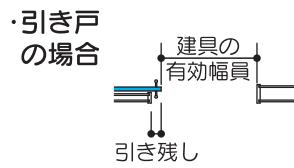
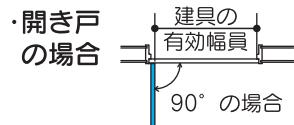
有効幅員とは？

○一般通路の有効幅員

柱型などの突起物を除いた部分。(手すりは突端から100mmまでは有効幅員に含まれる)



○建具の有効幅員



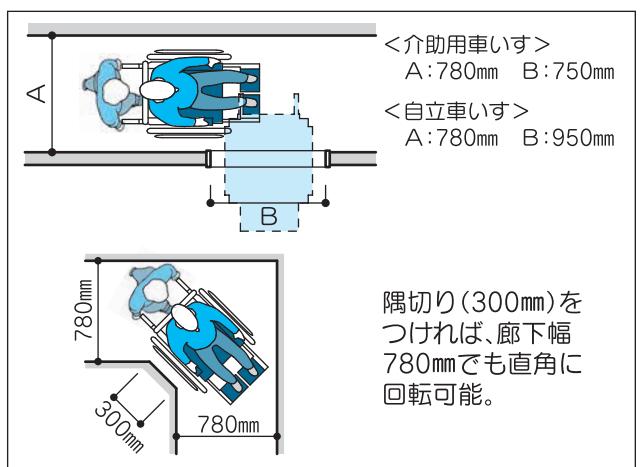
- 曲曲部や直進できない出入口に接する廊下

できるかぎり介助用車いすの回転が可能な空間を設けるか、改造などによって設けられるようにする。

★ワンポイントアドバイス

・ 直進できない出入口や曲曲部に接する廊下

ここに掲載している基準は、主に介助用車いすを対象としているので、それ以外の自立車いすなどを使用する場合は、基準より広い通行幅が必要となる。



・ 木造住宅の場合

3尺(910mm)を基準にすると、通行幅の確保が困難になる場合もあるので、950mmや1,000mm幅を基準とする等、工夫することが望ましい。

新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居		性能表示			住 金	チ ェ ック	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」(バリアフリー性能基準)
	基	推	3	4	5				
通 路 等	<input checked="" type="checkbox"/>			通路：有効幅員780mm以上、柱などの箇所：有効幅員750mm以上					
		<input checked="" type="checkbox"/>						通路：有効幅員850mm以上、柱などの箇所：有効幅員800mm以上	
出 入 口	<input checked="" type="checkbox"/>			有効幅員750mm以上（軽微な改造により確保できる場合も可）					
			<input checked="" type="checkbox"/>					有効幅員750mm以上（工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可）	
	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			有効幅員800mm以上（工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可）	

※出入口：玄関、浴室出入口は別記。高居はバルコニー、勝手口等の出入口を除く。性能表示はバルコニー出入口を除く。

- 頻繁に使うドアなどが重く、使い勝手が悪いと移動が困難です。

- 建具は安全かつ容易に開閉でき、通過できるものでなくてはなりません。

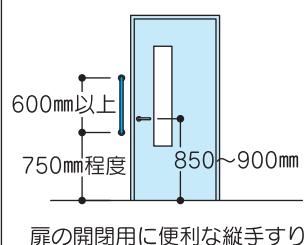


配慮しましょう！

- 建具は開閉しやすく、かつ安全性に配慮したものとする。(高居:基本レベル)

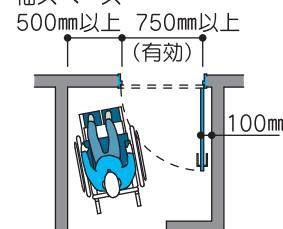
・開き戸の場合

把手の取付高さ



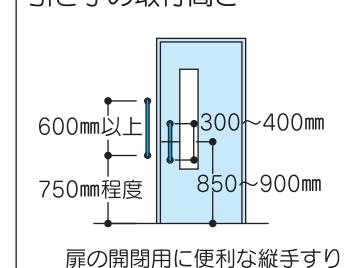
・引き戸の場合

ドア開閉と出入りスペース

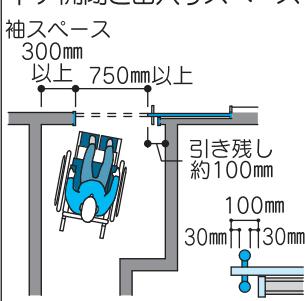


・引き戸の場合

引き手の取付高さ



ドア開閉と出入りスペース



- 把手・引き手は握ったり掴んだりしやすく、力を掛けやすい形状にする。★ワンポイントアドバイス

・開き戸の場合

握り玉方式



高齢の人には操作しにくい。

レバーハンドル



把手の先端はできる限り建具側に曲げる。

・引き戸の場合

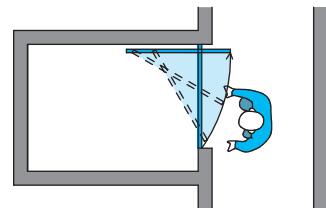
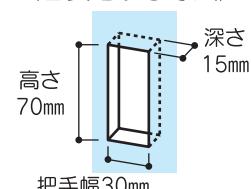
棒状把手



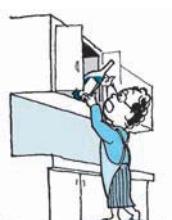
掴みやすく、軽い力で開閉可能

省スペースタイプとして、引き込み式の扉もあります。

彫り込み引き手 (目安とする寸法)



- 収納は無理のない姿勢で出し入れできるようにしましょう。



- 収納スペースは適切な量を確保しましょう。

配慮しましょう！

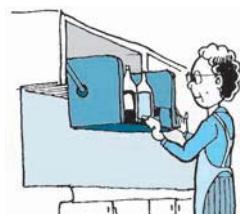
- 奥行きが910mm程度の深い収納の場合

そのまま収納内部まで足を踏み込めるように、また、車いすでも入り込めるように建具の下枠による段差ができないようにする。



★ワンポイントアドバイス

台所などの収納には、高さを変えられる電動式の収納棚もある。



- 押入の中棚の高さ

通常800mm～900mm程度であるが、750mm程度の高さにすると使いやすくなる場合が多い。



仕上げ・色彩

～明るく安全、気分もすっきり～

●仕上げは、毎日見たり触ったりするものです。安全に移動や動作ができるように配慮しましょう。

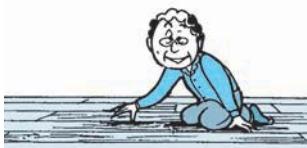
●健康面や快適面・耐久性などについて、十分に考慮して選択しましょう。



配慮しましょう！

●床材

滑りにくく、転倒しても衝撃をやわらげるような材質に。



●壁の出隅

できる限り面取りを！



床材の種類と特性

～歩きやすさ、滑りにくさ、汚れにくさなどに配慮しよう～

床仕上げ材		特性と使用上の留意点
畳		車いす使用がやや困難。畳も傷めるので留意。仕上材が変わった部分は段差なしに。
フローリング		表面仕上げ材は、滑りにくいものを選択。ワックスは滑らない程度に塗る。
コルクタイル		滑りにくく、歩行感がよい。汚れやすいので、張り替え可能にする。
プラスチック系タイル床材 ビニール系タイル		耐水性・耐久性に優れたものが多く、水廻りに用いられる。 濡れても滑りにくいものを使用。素足で歩行する部屋は歩行感にも留意。
長尺カーペット		車いす使用が困難。毛足の短いものを使用。防炎性・防汚性・耐磨耗性にも留意。
タイルカーペット		滑りにくさ・歩行感・耐磨耗性に優れている。防炎性・防汚性にも留意。
シート材系	長尺塩ビシート(発泡層無)	耐水性・耐久性に優れ、歩行感もよい。濡れても滑りにくいものを選択する。
	(発泡層有) クッションフロア 複合ビニルシート	耐久性を考慮して、表面の透明ビニル層の薄いものは使用をさける。 表面に凹凸があるものは、汚れを落としにくいので使用をさける。 濡れても滑りにくいものを選択する。

壁材の種類と特性

～色彩の良いもの、汚れにくいもの、感触の良いものなどを選ぼう～

種類	色彩	汚れにくさ	吸音	断熱	耐火	防音	感触
化粧合板、繊維板	○	△	△	△	×	△	△
石、タイル、擬石	△	○	×	△	○	○	△
ガラス、プラスチック	△	○	×	△	△	×	△
ボード	○	△	○	○	△	○	△
板	△	△	△	×	×	△	△
金属板	△	○	×	×	△	×	×
クロス	○	△	△	△	△	△	△
塗り壁、吹付け	○	△	×	×	△	△	×

○:優れている △:普通 ×:劣る

仕上げ材の特性

立つ ----- 座る ----- 寝る

金属・ガラス・石・タイル・レンガ・土	木・竹・藤・合成樹脂
	紙・布・皮

鉱物

植物

動物

冷たい ↘ 見る ↗ 暖かい

硬い ↘ 触る ↗ 柔らかい

反射 ↘ 聞く ↗ 吸音

作業向 ↘ 住む ↗ 休息向

難しい ↘ つくる ↗ 易しい

●色・仕上材

個々の好みに合わせ、精神面の安定や快適感を！



●視界の黄濁化現象

黄色や明度・彩度の低いものが見えにくくなる等の症状に配慮。



- 住戸内の設備は安全性に配慮して、操作が容易なものにしましょう。

- 各居室等の温度差をできる限りなくすように配慮しましょう。



配慮しましょう!

★給排水・衛生設備について

- 台所や洗面所、浴室の水栓金具はシングルレバー式など操作しやすい形状のものとする。
- 水栓金具は、できる限り、温度調節が自動制御、安全制御されたものを使用する。



★通報装置について

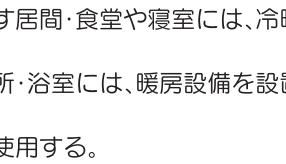
- 便所・浴室・特定寝室には、できる限り、非常の際の通報装置を操作しやすい位置に設置する。
- ※配線不要のタイプもある。

★火災報知器について

- 消防法の改正により、平成18年6月1日から「就寝の用に供する居室」、「寝室がある階の階段」などに設置することが義務付けられた。

★温熱環境について

- 日常生活空間で長い時間を過ごす居間・食堂や寝室には、冷暖房設備を設置する。
- 着衣量が少なくなる脱衣室や便所・浴室には、暖房設備を設置する。
- 温度調節が容易で安全な機器を使用する。



★電気設備について

- 照明 器具は掃除や電球交換などのメンテナンスが安全かつ容易にできるものとする。
- 照明は十分な照度(適正照度)を確保する。

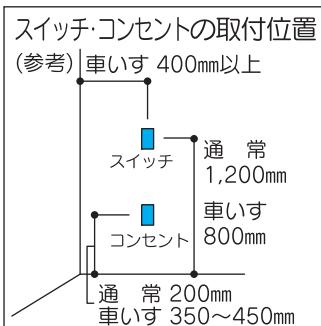
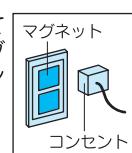
高齢者の視力が低下した場合の適正照度(参考)

玄関	200 lx (靴着脱: 450 lx)
階段・廊下	100 lx
便所	150 lx
浴室	200 lx
寝室	40 lx (読書: 1,000 lx)
バルコニー	100 lx
洗面・脱衣室	200 lx (整容: 700 lx 洗濯: 450 lx)
台所	150 lx (調理台・流し台: 700 lx)
居間	100 lx
食堂	150 lx (食卓: 700 lx)

○スイッチ・コンセント

- 使いやすい高さに設置。
- できる限り、明かり付きスイッチやワイドスイッチを使用する。

※足を引っ掛けても安全なマグネット式コンセント



★空気環境について

- 居室の内装材に含まれるホルムアルデヒド、クロルピリホスなどの化学物質の放散量が多いと、人体に影響を及ぼす可能性があるので、十分に留意しましょう。



※ホルムアルデヒドなどの化学物質の測定も可能。

<厚生労働省ホルムアルデヒドの室内濃度指針値は100 µg/m³(0.08ppm)以下>
<厚生労働省クロルピリホスの室内濃度指針値は1 µg/m³(小児は0.1 µg/m³)以下>

★アスベストの使用規制

- アスベストを含む建築材量は、健康被害を生ずる恐れがあるため、建築基準法でその使用規制が明記された。



ホルムアルデヒド対策について

- 住宅性能表示制度の「空気環境」の項目に下記のような「ホルムアルデヒド対策」が盛込まれているので参考にしましょう。

特定木質建材	規格	ホルムアルデヒド放散量(単位 mg/l)			
		5.0超	5.0以下*	1.5以下	0.5以下
等級1	等級2	等級3	等級4		
パーティクルボード	日本工業規格(JIS)	—	F★★	F★★★	F★★★★
MDF***					
合板		—			
構造用パネル					
複合フローリング					
集成材	日本農林規格(JAS)	—	F★★	F★★★	F★★★★
単板積層材					

* 集成材は3.0以下

*** MDF:中密度繊維板

こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 配置	玄関が日常生活空間と離れていると外出などが面倒になる。
2 段差	出入口などの段差につまづく。
3 手すり	移動や段差の昇降、靴の着脱などの動作が不安定になる。
4 出入口の幅	出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
5 床の仕上げ	滑り等による転倒の恐れがある。
6 建具	扉の重さや開閉形式により不便を感じるようになる。
7 照明	視力の衰えにより不十分な照明では見えにくくなる。
8 収納スペース	低・高所収納が困難になる。（車いす利用時など）

問題を解決するには？

7 照明（屋内・屋外）

安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

6 建具

入口は引き戸または親子扉（外開き戸）にする。

5 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

4 出入口の幅

歩行補助具や車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

3 手すり

- 上がり框の昇降、靴の着脱のための手すりを設置できるようにする。
- 階段からの転落防止の手すりを設置する。

●スロープ

歩行及び車いす利用に配慮した形状、寸法とする。

●階段

安全に昇降できる階段とする。

整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

8 収納スペース

適正な量を確保、靴の出し入れがしやすい位置に配置する。

●ベンチ

ベンチが設置できるスペースを確保する。

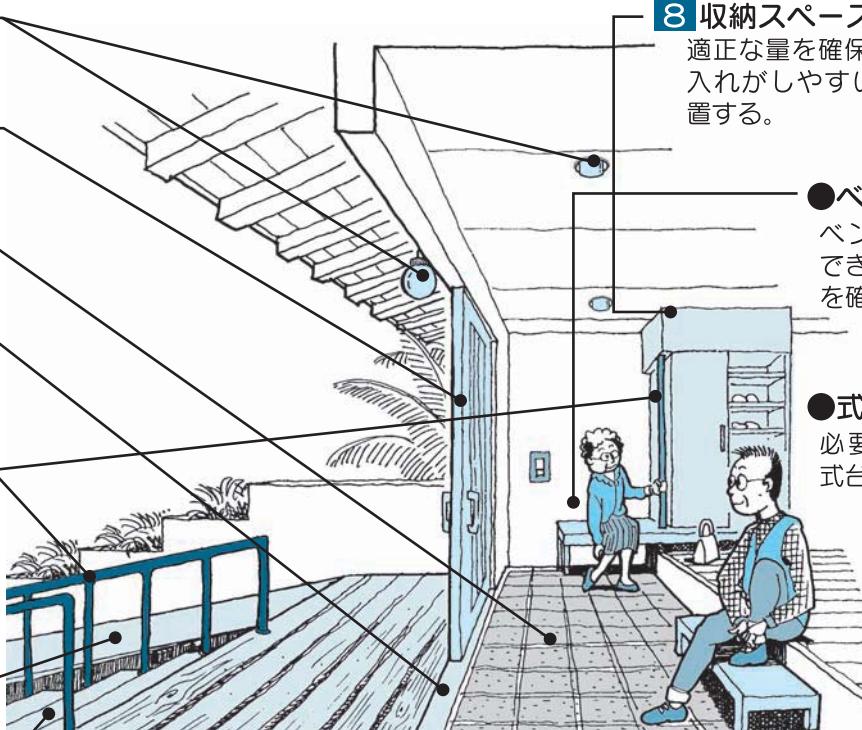
●式台

必要に応じて式台設置。

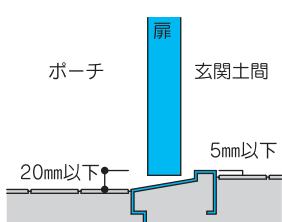
1 配置

できる限り日常生活空間と同一階に配置する。

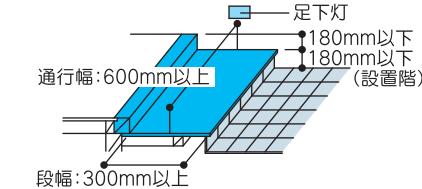
2 段差

出来る限り段差をなくする。
・沓ずりとポーチ
・上がり框

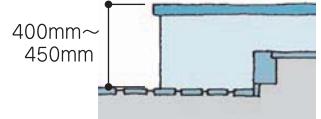
●段差: 2

・沓ずりと
ポーチの段差・上がり框の高さ
180mm以下

・踏み段を設ける場合

・上がり框部分には、
足下灯を設置する・上がり框や踏み段の
段差部は、認識し
やすいように色
や材質で変化をつ
ける

・ベンチの高さ



壁うめこみタイプや引き出し式のベンチもある

★ワンポイントアドバイス

関連事項

1 配置 ⇒ P10 5 床の仕上げ ⇒ P15 6 建具 ⇒ P14 7 照明 ⇒ P16 8 収納スペース ⇒ P14

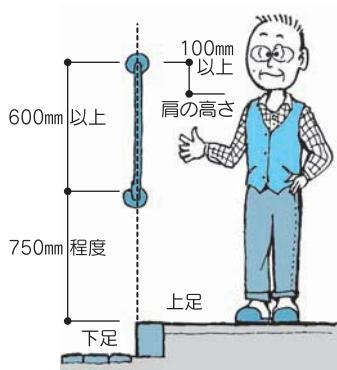
新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

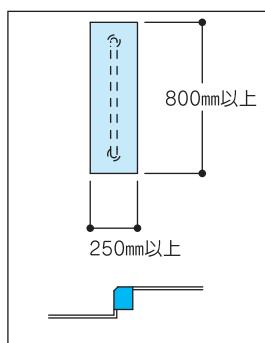
	高居 基 基	性能表示 推 3	住 4	金 5	手 様	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」(バリアフリー性能基準)
						沓ずりと玄関外側	高低差20mm以下
						沓ずりと玄関土間	高低差5mm以下
2						玄関上がり框	規定なし
							180mm以下(踏み段く奥行き300mm以上・幅が600mm以上の1段であるものに限る)<による段差も同様)<戸建のみ>
							180mm以下<戸建のみ>
						玄関	上がり框の昇降、靴の着脱のための手すり設置準備
							上がり框の昇降、靴の着脱のための手すり設置
3						アプローチの開放廊下及び開放階段	手すり設置が望ましい
							腰壁等の高さ650mm以上800mm未満の場合 ・床面(踏面)から800mm以上の高さに達する手すり設置
							腰壁等の高さ650mm未満の場合 ・腰壁等から800mm以上の高さに達する手すり設置
4						手すり子	床面及び650mm未満の高さの腰壁等から800mm以内の高さにある手すり子は、相互間隔が内法で110mm以下とする
							有効幅員750mm以上(開き戸は建具の厚み、引き戸は引き残しを除いた有効幅員)
							有効幅員800mm以上(開き戸は建具の厚み、引き戸は引き残しを除いた有効幅員)

● 手すりの設置: 3

・上り框の昇降用

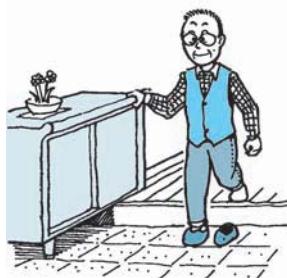


・設置準備とは、下地のみ設置すること。



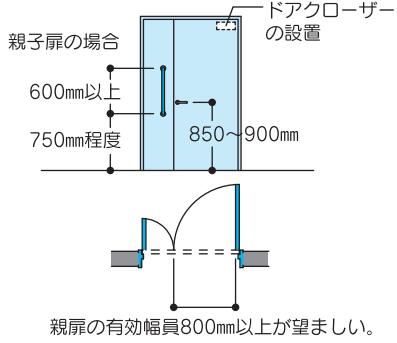
★ワンポイントアドバイス

手すりがわりに手を添えられる下足箱



● 出入口の幅・建具: 4 6

玄関扉は、軽い材質の引き戸または親子扉にする。



● アプローチ

・ポーチ

余裕を持った奥行きとする。特に、車いすの使用を考慮すると150cm以上必要である。

・スロープ

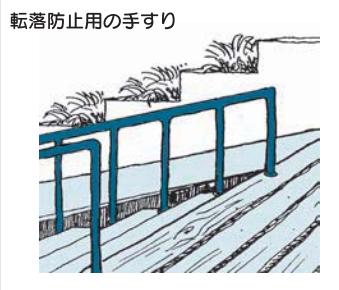
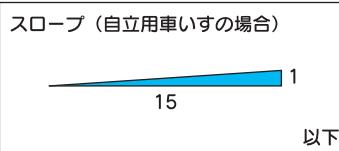
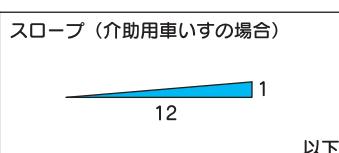
勾配は1/12以下(介助用車いすの場合)とする。但し、自立用車いすでの昇降が可能な勾配は1/15以下である。(1/20以下が理想的)

・転落防止用の手すり

アプローチの階段などには、転落防止用の手すりが必要。

・カーポート

玄関から、カーポートへは安全かつ容易に行けること。



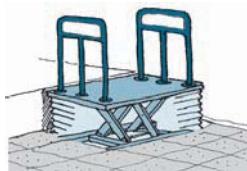
★ワンポイントアドバイス

スロープの為のスペースが確保できない場合は、可動式スロープや段差解消機を設置する。

可動式スロープ



段差解消機



※道路と敷地に高低差がある場合は段差解消機や階段昇降機の設置スペースも考慮しておく。

こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 手すり	手すりがないと昇降の動作が不安定になる。
2 勾配	勾配がきついと危険。（昇降しにくい）
3 形状	階段形状により昇降が不便になる。
4 床の仕上げ	滑りなどによる転倒の恐れがある。
5 スイッチ	夜間、スイッチの位置がわかりにくくなり、操作が困難になる。
6 照明	視力の衰えにより不十分な照明では見えにくくなる。
7 通行幅	通行幅が狭いと、階段昇降が困難になる。（介助など）

問題を解決するには？

1 手すり

手すりは昇降のために必要なものを設置する。

2 勾配

昇降しやすいゆるやかな勾配とする。

3 形状

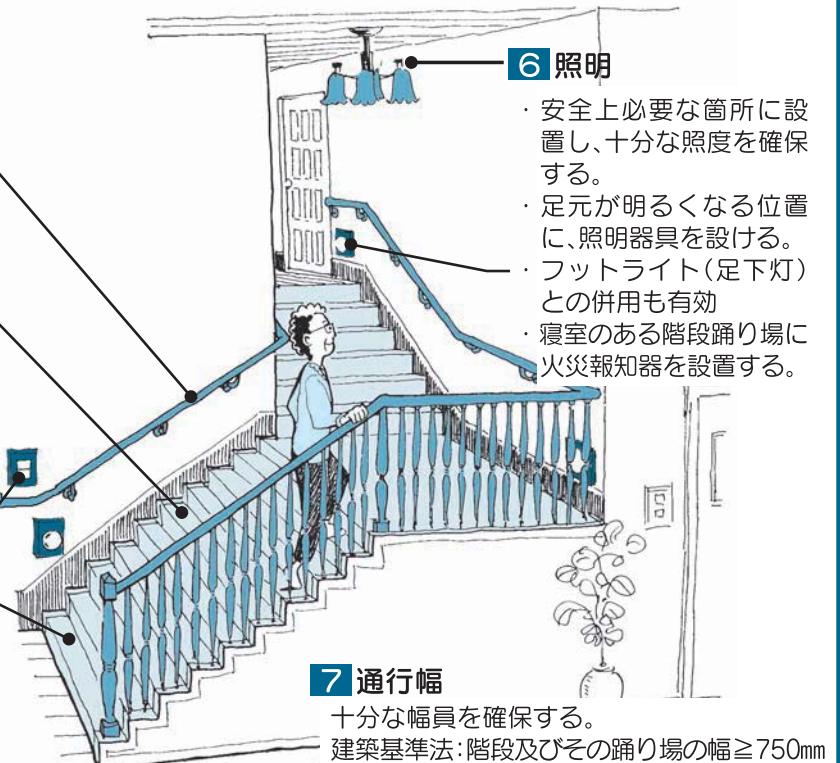
安全性を考慮した形状とする。

4 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

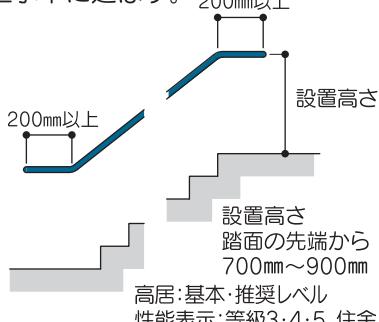
5 スイッチ

スイッチ類は使いやすいワイヤレススイッチとする。
夜間に光るホタルスイッチもある。

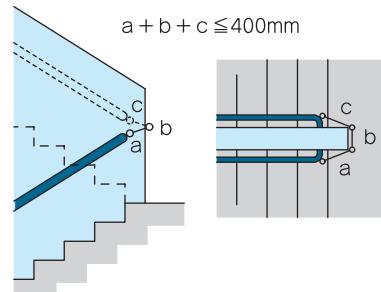


● 手すりの設置: 1

手すり端部は、廊下の手すりと連続している場合を除き、できる限り200mm以上水平に延ばす。



手すりは連続して設置する。(連続できない場合は、手すり端部間の距離を400mm以下とする)

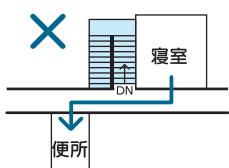


★ワンポイントアドバイス

片側手すりは、降りる際の利き腕側に設置。



高齢者等の寝室から便所への動線に面した位置に降り口がないように配置する。



関連事項

4 床の仕上げ ⇒ P15

5 スイッチ ⇒ P16

6 照明 ⇒ P16

7 通行幅 ⇒ P13

新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基	性能表示 推 3 4 5	住 金 手 引 き	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」 ※同項目に①、②と表記されているものは、いずれか1つを選択 (バリアフリー性能基準)	
1				片側手すり設置	P12へ	
				①勾配45°以下:片側手すり設置 勾配45°超:両側手すり設置 ②手すり不要(ホームエレベーター設置の場合⇒P8設置の条件参照 以下同じ)		
				勾配45°以下:片側手すり設置 勾配45°超:両側手すり設置		
				①両側手すり設置 ②片側手すり設置(勾配45°以下+ホームエレベーター設置の場合) 両側手すり設置		
2				①「基準1」<適用外部分有り> ②規定なし(ホームエレベーター設置の場合)		
				①「基準2」 ②「基準1」(ホームエレベーター設置又は日常生活空間外にある場合)<適用外部分有り>		
				①「基準2」 ②「基準1」(ホームエレベーター設置の場合)<適用外部分有り>		
3				①30mm以下 ②規定なし(ホームエレベーター設置の場合)		
				①30mm以下かつ蹴込み板設置 ②30mm以下(ホームエレベーター設置の場合)		
				30mm以下かつ蹴込み板設置		
				踏面に滑り防止の為の部材を設ける場合には、当該部材と踏面は同一面とする <下左図参照>		
				段鼻と蹴込み板を勾配60°以上90°以下の面でなめらかに繋ぐなどにより段鼻を出さない形状とする <下左図参照>		
				階段形式 安全上問題がある階段形式(廻り階段等)を用いない かつ、最上段を通路等にくい込ませたり最下段を通路等に突出させない		
				建築基準法の階段基準<法令23条~27条>遵守する		

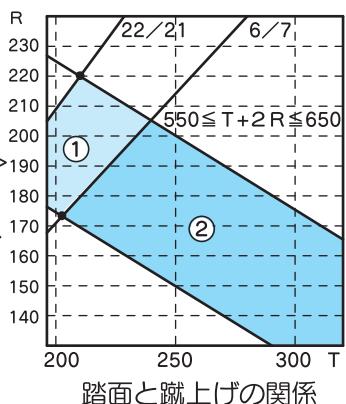
● 階段勾配: 2

建築基準法
蹴上げ≤23cm
踏面≥15cm

基準1 <①と②の部分>
勾配22/21以下、
 $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$ 、
踏面195mm以上

基準2 <②の部分>

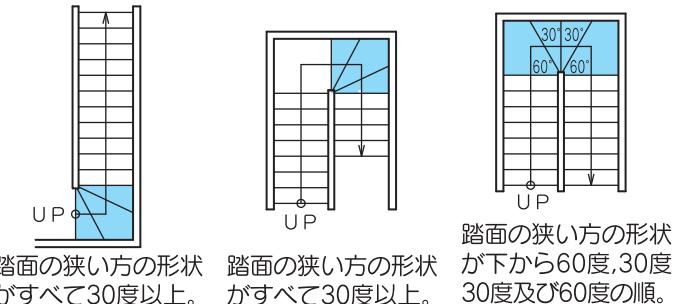
勾配6/7以下、
 $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$
※ T: 踏面 R: 蹴上げ



※階段の曲がり部分の踏面測定について

曲がり部分の踏面は段板の狭い側の幅木側面から300mmの位置で測定する。<ただし、以下は適用外部分>

90度屈曲部分が下階 90度屈曲部分が踊り場 180度屈曲部分が4段で構成
の床から上3段以内 場から上3段以内

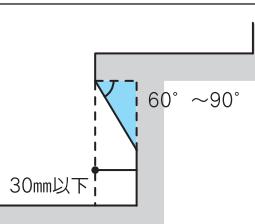


踏面の狭い方の形状
が下から60度、30度
30度及び60度の順。

● 蹊込み: 3

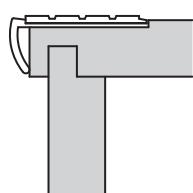
・段鼻

段鼻と蹴込み板を
勾配60°以上90°
以下の面で滑らかに
繋ぐなどにより、
段鼻を出さない形
状とする。



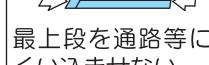
・滑り止め

滑り防止の為の部
材と踏面は同一面
とする。

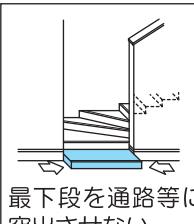


● 形式: 3

最上段を通路等に くい込ませない。



最下段を通路等に 突出させない。



廻り部分は、踏板の形状も変わ
り、足を踏み外しやすい危険な
場所があるので、踊り場を設け、
けがの危険
を少なくす
る。



● 照明: 6

- 足下に暗がりができるないように、
また影を踏まないように、照明を
複数設置する。
- 足下灯を上り口と下り口に設置
する。



こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 配置	置	便所が寝室など日常生活空間から離れている場合、行き来が不便。
2 段差	差	出入口などの段差につまづく。
3 手すり	り	手すりがないと立ち座り・身体の移動などの動作が不安定になる。
4 出入口の幅	幅	出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
5 スペース	ス	スペースが狭いと不便。（衣服着脱・介助など）
6 通報装置・スイッチ		倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。
7 便器	器	和式便器だと使用が困難になる。
8 床の仕上げ	げ	滑りなどによる転倒の恐れがある。
9 建具	具	内部で倒れた際に扉が開けられなくなる恐れがある。
10 照明	明	視力の衰えにより不十分な照明では見えにくい。
11 温熱環境	環	急激な温度差により脳卒中や心臓病などを誘発する恐れがある。
12 収納スペース	ス	低・高所収納が困難になる。（車いす利用時など）

問題を解決するには？

12 収納スペース
適正な量を確保、使いやすい位置へ配置する。

11 温熱環境
居室との温度差をできる限り少なくする。

10 照明
安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

●紙巻器
片手で紙が切れたり交換できる紙巻器もある。

●手洗い用の流し
安全性に配慮し、操作が容易なものとする。
省スペースタイプもある。

1 配置
寝室と同一階に配置する。

7 便器

- ・便器は腰掛け式を使用する。
- ・しごん洗浄ノズル付便器等、多種類の中から、適当なものを選ぶ。
- ・タンクと別になった手洗いとする。

6 通報装置・スイッチ

- ・緊急時に家族に通報できる。
- ・スイッチ類は使いやすいワイドスイッチとする。

9 建具

- ・入口は引き戸または外開き戸にする。
(引き戸の場合は引き残しを考慮する)

8 床の仕上げ

- ・すべりにくい床材とする。

5 スペース

- ・介助者や車いすの動ける広さにする。

4 出入口の幅

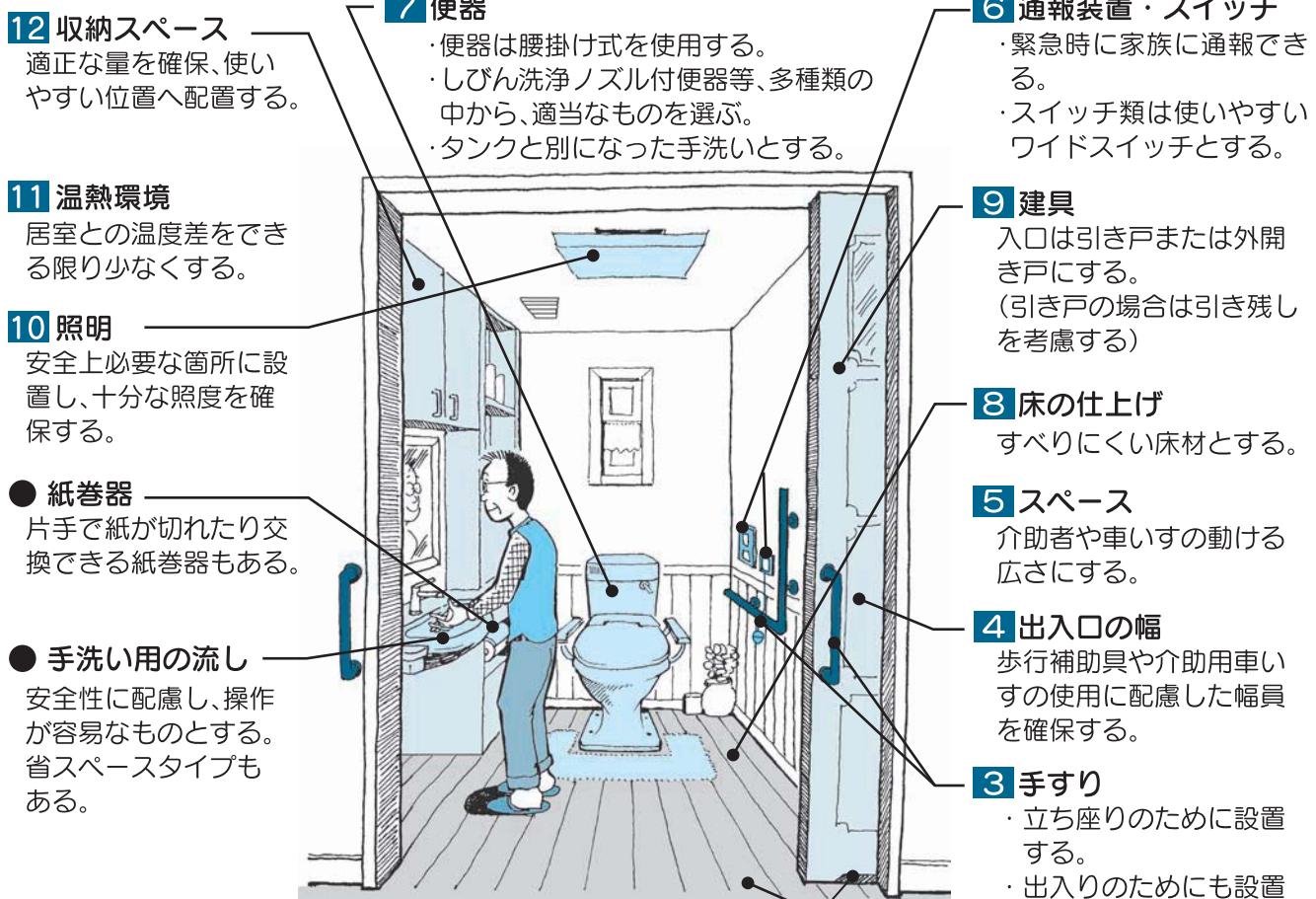
- ・歩行補助具や介助用車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

3 手すり

- ・立ち座りのために設置する。
- ・出入りのためにも設置した方がよい。

2 段差

- ・段差をなくする。



整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

関連事項

8 床の仕上げ ⇒ P15 9 建具 ⇒ P14 10 照明 ⇒ P16 11 温熱環境 ⇒ P16 12 収納スペース ⇒ P14

新築の際のチェックポイント

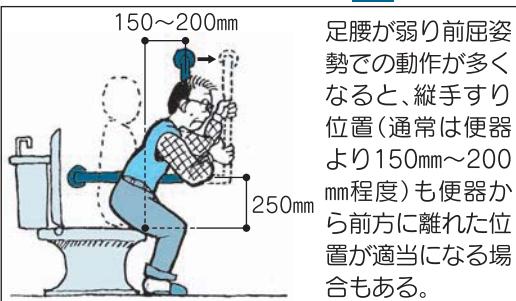
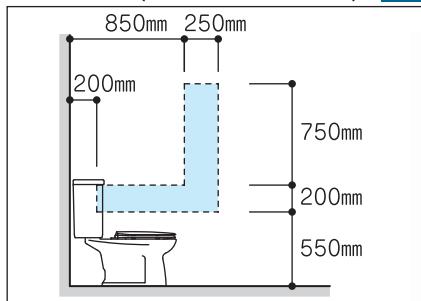
※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基	性能表示 推 3	住 金 金 4	手 率 率 5	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」 ※同項目に①、②と表記されているものは、いずれか1つを選択 (バリアフリー性能基準)
1					特定寝室と同一階	P10へ
					特定寝室、浴室と同一階	
					特定寝室、浴室、玄関、洗面所、脱衣室、食事室と同一階	
2					段差なし	P11へ
3					立ち座りのための手すり設置	P12へ
4					有効幅員750mm以上	P13へ
					有効幅員800mm以上	
5					① 長辺が内法で1,300mm以上 ② 便器の前方又は側方において、便器と壁の距離が500mm以上	下図1
					① 短辺が内法で1,100mm以上でかつ長辺が1,300mm以上 ② 便器の前方及び側方において、便器と壁の距離が500mm以上	下図2
					① 短辺が内法で1,300mm以上 ② 短辺が内法で便器後方壁から便器先端迄の距離に500mmを加えた値以上	下図3
6					通報装置設置	
7					便器は腰掛け式	

● 手すり(下地補強の位置): 3

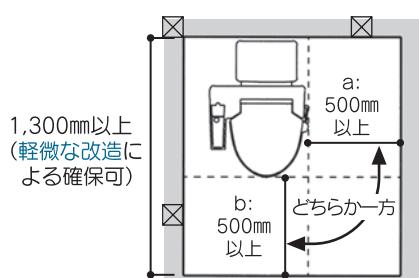
● 手すりの取り付け位置: 3

★ワンポイントアドバイス



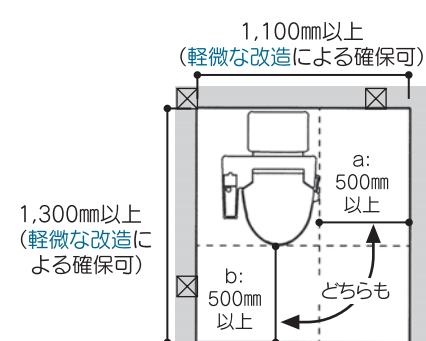
● スペース: 5

図1: 高居:基本レベル
性能表示:等級3



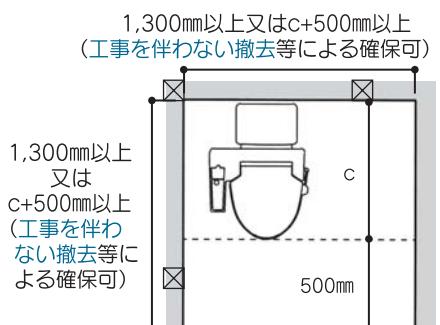
a,b:軽微な改造、又は建具開放による確保可

図2: 性能表示:等級4



a,b:軽微な改造、又は建具開放による確保可

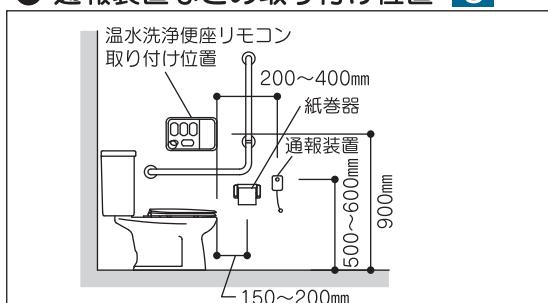
図3: 高居:推奨レベル
性能表示:等級5



1,300mm以上
又は
c+500mm以上
(工事を伴わない撤去等による確保可)

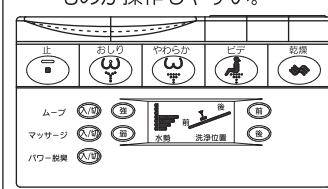
軽微な改造とは:住宅の構造に影響のない範囲の改造 工事を伴わない撤去とは:ビスを外し建具を撤去する程度の措置

● 通報装置などの取り付け位置: 6



● 便器: 7

- 便座は、洗浄機能がついた暖房便座が望ましい。
- リモコン式やセンサー式のものが操作しやすい。



・介助スペースを広く確保したために、手すりの取付壁が離れすぎて、設置が困難になる場合は、可動式手すりを使用するなど工夫する。

・コールボタン(通報装置)は、押しボタン・プラスイッチの両方ついたものを!



こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 配 置	浴室が寝室など日常生活空間から離れている場合、行き来が不便。
2 段 差	出入口などの段差につまづく。
3 手 す り	浴槽の出入り・立ち座り・身体の移動などの動作が不安定になる。
4 出 入 口 の 幅	出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
5 ス ペ 一 ス	スペースが狭いと不便。（介助など）
6 通 報 装 置	倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。
7 浴 槽	浴槽の縁が高かったり、浴槽が深かったりすると使いにくい。
8 床 の 仕 上 げ	滑りなどによる転倒の恐れがある。
9 建 具	内部で倒れた際に扉が開けられなくなる恐れがある。
10 給 水 ・ 給 湯	身体に直接湯水を浴びるなどの誤操作の恐れがある。
11 照 明	視力の衰えにより不十分な照明では見えにくい。
12 温 热 環 境	急激な温度差により脳卒中や心臓病などを誘発する恐れがある。

問題を解決するには？

6 通報装置

- ・緊急時に家族に通報できる。
(最近は、センサーにより自動通報するものもある)
- ・浴槽内と洗い場の両方に対応できるように設置する。

7 浴槽

浴槽は半埋め込み式で、背側が傾斜していないものとする。(底に滑り止めのマットを敷く等の方法もある)

10 給水・給湯

- ・レバー式水栓など使いやすいものとする。
- ・温度調節が自動制御された安全なものとする。

8 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

11 照明

安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

- シャワーフック兼用手すり
手すりとシャワーフックが兼用で、シャワーが上下するものもある。

12 温熱環境

脱衣室との温度差をできる限り少なくする。

9 建具

入口は引き戸または中折れ戸にする。

5 スペース

- ・介助者や車いすの動ける広さにする。
- ・将来に向けて介助スペースを確保しておく。

4 出入口の幅

歩行補助具や車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

3 手すり

浴槽出入りのための手すりを設置する。

●ベンチ

浴槽から洗い場への移動を安定させる。

1 配置

出来る限り寝室など日常生活空間と同一階に配置する。

●排水溝

出入口と水平のグレーティング。

2 段差

出入口の段差をなくする。

※手すりのみ推奨レベル、等級5程度

整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

関連事項

8 床の仕上げ ⇒ P15

9 建具 ⇒ P14

10 給水・給湯

11 照明

12 温熱環境 ⇒ P16

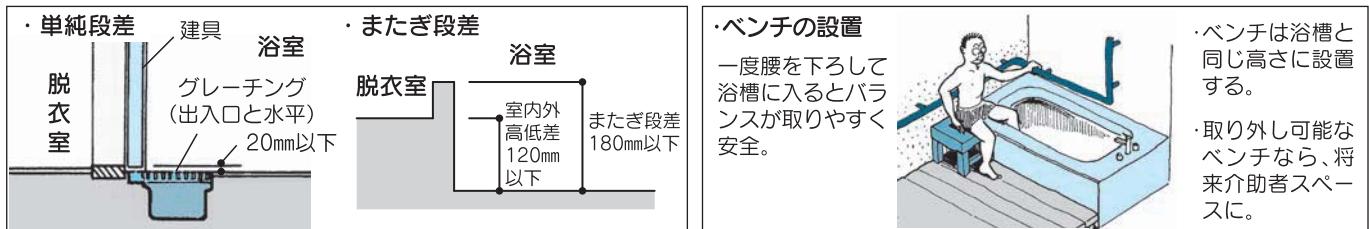
新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基	性能表示 推 3 4 5	住金 エツク	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」 ※同項目に①、②と表記されているものは、いずれか1つを選択 (バリアフリー性能基準)
1				特定寝室、便所と同一階 特定寝室、便所、玄関、洗面所、脱衣室、食事室と同一階	緩和有 P10へ
2				① 20mm以下の単純段差 ② 浴室内外の高低差120mm以下+またぎ高さ180mm以下+手すり設置 20mm以下の単純段差 段差なし	P11へ
3				浴槽出入りのための手すり設置 浴室・浴槽出入り、浴槽内・洗い場での立ち座り、姿勢保持のための手すり設置	P12へ
4				①有効幅員600mm以上 ②出入口開口部枠の内法幅600mm以上 有効幅員600mm以上(開き戸は建具の厚み、引き戸は引き残しを除いた有効幅員) 有効幅員650mm以上(開き戸は建具の厚み、引き戸は引き残しを除いた有効幅員) 有効幅員800mm以上(開き戸は建具の厚み、引き戸は引き残しを除いた有効幅員)	
5				戸建:短辺寸法1,300mm以上かつ内法面積2.0m ² 以上 共同住宅など:短辺寸法1,200mm以上かつ内法面積1.8m ² 以上 共通:短辺寸法1,400mm以上かつ内法面積2.5m ² 以上	
6				通報装置設置	

● 段差: 2

★ワンポイントアドバイス



● 手すりの取り付け位置: 3

高居: 基本レベル 住金
性能表示: 等級3・4

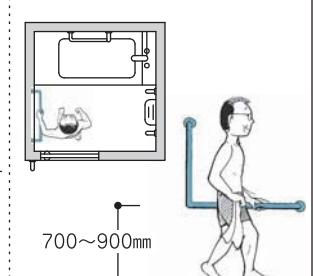
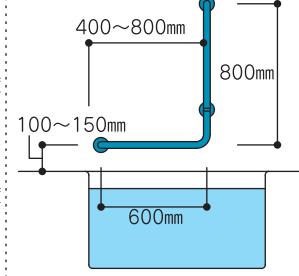
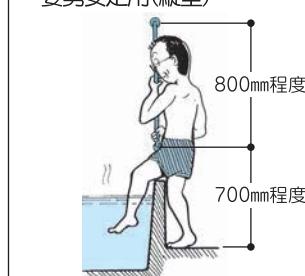
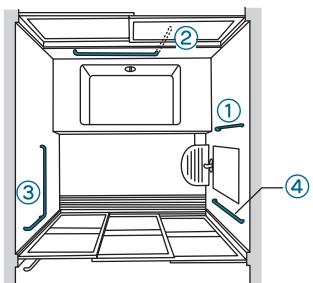
① の手すり設置

④ 洗い場での立ち座り時の姿勢安定用(縦型)

② 浴槽内の立ち座り及び姿勢保持用(I型又は横型)

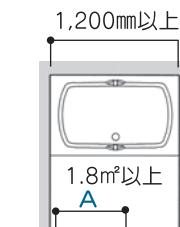
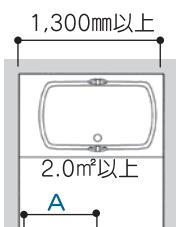
③ 浴室出入りの際、ドア開閉に伴う姿勢保持用(縦型)又はI型

高居: 推奨レベル 性能表示: 等級5

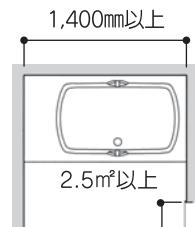


● 浴室の広さ・出入口の幅: 4 | 5

高居: 基本レベル 住金
性能表示: 等級3



高居: 推奨レベル
性能表示: 等級4・5



● 浴槽: 7

・浴槽の縁の高さは、高齢者の入浴に支障のない高さとする。
・浴槽は、従来の深めのものより、浅めのほうが望ましい。



A 住金⇒内法幅600mm以上。(建具の厚みを加えた幅員)
高居: 基本レベル 性能表示: 等級3 住金⇒有効幅員600mm以上。
性能表示: 等級4⇒有効幅員650mm以上。
高居: 推奨レベル 性能表示: 等級5⇒有効幅員800mm以上。

こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 配 置	寝室が便所など日常生活空間から離れている場合、行き来が不便。
2 段 差	出入口などの段差につまづく。
3 手 す り	手すりがないと落下の恐れがある。
4 出 入 口 の 幅	出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
5 ス ペ 一 ス	スペースが狭いと介助しにくい。
6 通 報 装 置 ・ スイ ッ チ	倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。
7 床 の 仕 上 げ	滑りなどによる転倒の恐れがある、車いすなどにより傷んでしまう。
8 建 具	扉の種類や開閉形式により不便を感じるようになる。
9 照 明	視力の衰えにより不十分な照明では見えにくくなる。
10 温 熱 環 境	急激な温度差により脳卒中や心臓病などを誘発する恐れがある。
11 収 納 ス ペ 一 ス	低・高所収納が困難になる。（車いす利用時など）

問題を解決するには？

6 通報装置・スイッチ

- ・緊急時に家族に通報できる。
- ・火災報知器を設置する。
- ・スイッチ類は使いやすいワイドスイッチとする。

5 スペース

介助者や車いすの動ける広さにする。

4 出入口の幅

歩行補助具や車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

3 手すり

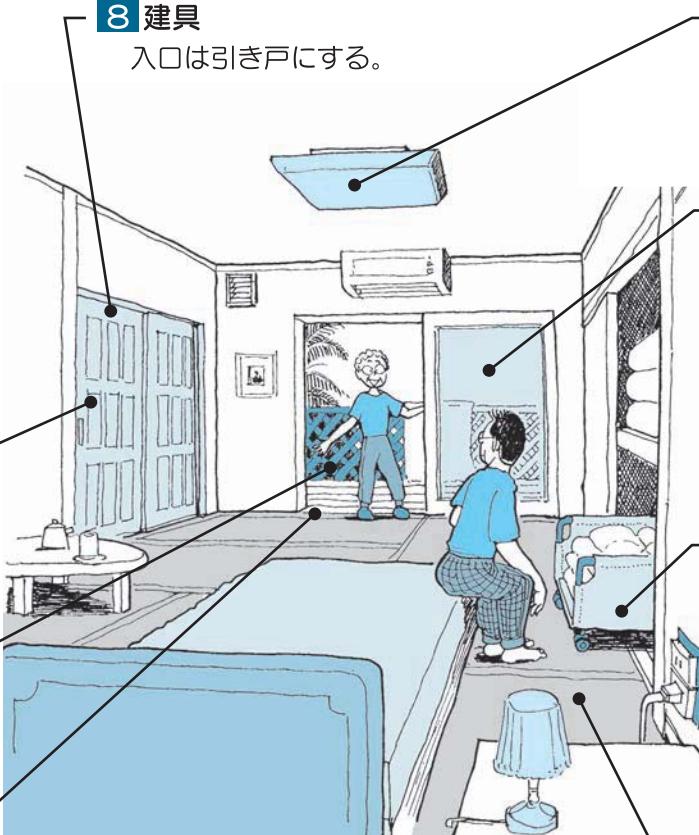
転落防止手すりを設置する。

2 段差

- ・段差をなくす。（寝室）
- ・基準にあった段差とする。（バルコニー出入口段差）

8 建具

入口は引き戸にする。



9 照明

安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

●開口部

ベッドから庭など外が見えるようにする。

10 温熱環境

廊下との温度差ができる限り少なくする。

11 収納スペース

適正な量を確保、使いやすい位置へ配置する。

●コンセント（マグネット式）

足を引っ掛けても安全。（P16参照）

7 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

関連事項

7 床の仕上げ ⇒ P15

8 建具 ⇒ P14

9 照明

10 温熱環境 ⇒ P16

11 収納スペース ⇒ P14

新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基 推	性能表示 3 4 5	住 金 手 引	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」 ※同項目に①、②、③と表記されているものは、いずれか1つを選択 (バリアフリー性能基準)
1				便所と同一階 便所、浴室と同一階 便所、浴室、玄関、洗面所、脱衣室、食事室と同一階	P10へ
				寝室:段差なし	
2				バルコニー出入口 規定なし ①180mm以下の単純段差 ②250mm以下の単純段差+手すり設置 ③屋内外側とも180mm以下のまたぎ段差+手すり設置 180mm以下の単純段差(踏み段による段差も同様) 180mm以下の単純段差	
3				バルコニー 腰壁等の高さ300mm未満又は650mm以上1,100mm未満の場合 ・床面から1,100mm以上の高さに達する手すり設置 腰壁等の高さ300mm以上650mm未満の場合 ・腰壁等から800mm以上の高さに達する手すり設置 手すり子:相互間隔が内法で110mm以下(床面及び650mm未満の高さの腰壁等 又は窓台等から800mm以内の高さにある手すり子)	
4				バルコニー出入口:規定なし 寝室 有効幅員750mm以上 有効幅員800mm以上	緩和有 P13へ
5				内法面積9m ² 以上	
6				内法面積12m ² 以上 通報装置設置、火災報知器	

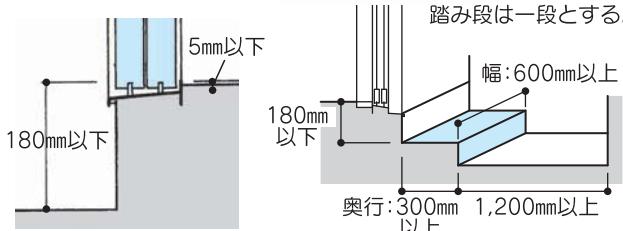
● 配置: 1

転倒などを防ぐため、便所との動線と上り框との位置関係に注意する。

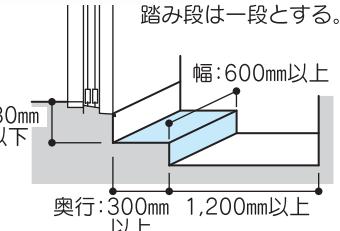


● 段差: 2

・バルコニー(出入口) 高居:推奨レベル
性能表示:等級4・5

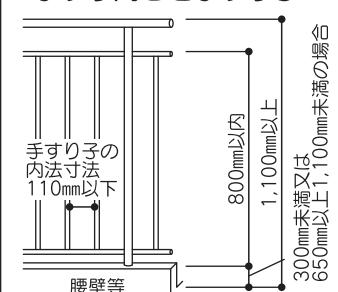


・バルコニー踏み段
高居:推奨レベル
性能表示:等級5



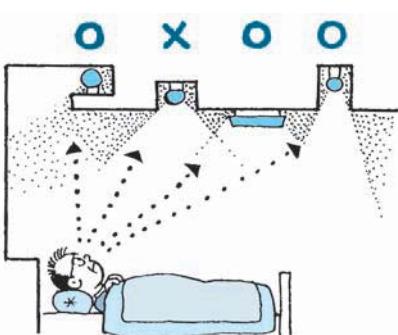
● 手すり: 3

・手すり高さと手すり子



● 照明: 9

全体照明は、視力の低下に合わせて充分明るいものを選択し、横になった時にまぶしくない位置に配置する。



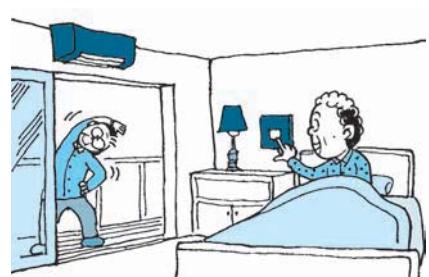
● 収納スペース: 11

押入に中段を設けるか、下段をスライド式の収納とする。



★ワンポイントアドバイス

- ・窓は大きく、外に出られるように!
- ・照明、冷暖房、緊急連絡装置などのスイッチは、まとめてベッドの横に!
- ・冷暖房機は冷温風が直接、身体に当たらない位置に配置する。



こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 段	差	出入口などの段差につまづく。
2 手すり	り	衣服の着脱などの動作が不安定になる。
3 出入口の幅		出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
4 配置		脱衣室が寝室など日常生活空間から離れている場合、行き来が不便。
5 床の仕上げ		滑り等による転倒の恐れがある。
6 建具		扉の種類や開閉形式により不便を感じるようになる。
7 スイッチ		夜間、スイッチの位置がわかりにくい。
8 給水・給湯		湯温調整が困難になり、やけどなどの恐れがある。
9 照明		視力の衰えにより不十分な照明では見えにくい。
10 温熱環境		急激な温度差により脳卒中や心臓病などを誘発する恐れがある。
11 収納スペース		低・高所収納が困難になる。（車いす利用時など）

問題を解決するには？

7 スイッチ

スイッチ類は使いやすいワイドスイッチとする。
夜間に光るホタルスイッチもある。

6 建具

出入口は引き戸、又は折れ戸にする。

3 出入口の幅

歩行補助具や車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

2 手すり

- 衣服の着脱用の手すりを設置できるようにする。
- 浴室出入り用手すりも設置した方がよい。

1 段差

段差をなくす。

8 給水・給湯

- レバー式水栓など使いやすいものとする。
- 温度調節が自動制御された安全なものとする。

9 照明

安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

10 温熱環境

居室との温度差をできる限り少なくする。

●洗面台

いす座で洗面できるように、洗面器下部に空きスペースがあるものを使用する。

11 収納スペース

適正な量を確保、使いやすい位置へ配置する。



4 配置

できる限り寝室など日常生活空間と同一階に配置する。

5 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

関連事項

4 配置 ⇒ P10

7 スイッチ

5 床の仕上げ ⇒ P15

8 給水・給湯

9 照明

10 温熱環境 ⇒ P16

6 建具 ⇒ P14

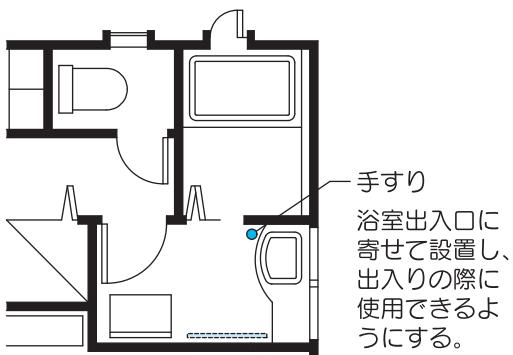
11 収納スペース ⇒ P14

新築の際のチェックポイント

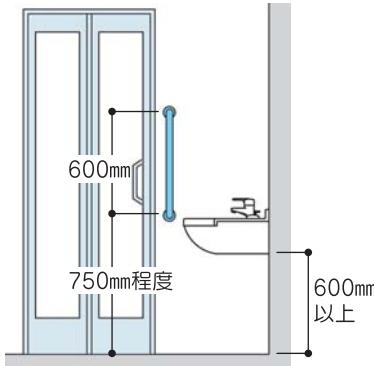
※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基	性能表示 推 推	住金 3 4 5	手 エツク	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」(バリアフリー性能基準)
1					段差なし	P11へ
2					衣服の着脱のための手すり設置準備	P12へ
					衣服の着脱のための手すり	
3					有効幅員750mm以上(軽微な改造により確保できる場合も可)	P13へ
					有効幅員750mm以上(工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可)	
					有効幅員800mm以上(工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可)	

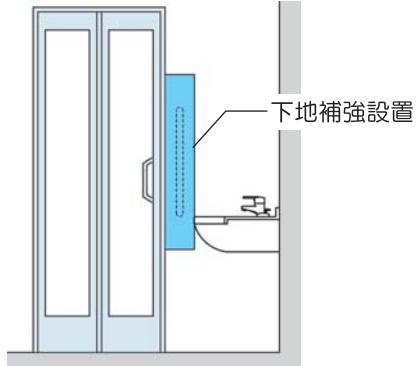
● 衣服着脱のための手すり: 2



手すり
浴室出入口に寄せて設置し、出入りの際に使用できるようとする。

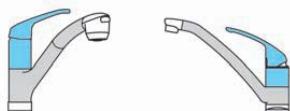


● 手すり設置準備(下地補強の位置): 2



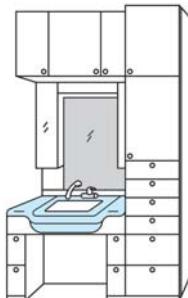
● 給水・給湯: 8

- 洗面水栓金具は、操作しやすく、湯温調整が安全に行えるものを設置する。



シングルレバー水栓など

- いす座で洗面することができるよう に、洗面器下部にあきスペースがある洗面台を使用する。(高さが変えられる洗面器もある)



- 車いす用の薄型洗面器を用いると深く腰を掛け洗面することができる。



● 溫熱環境: 10

- 浴室用熱交換型換気扇や浴室用暖房乾燥機も便利。



● 洗濯機の設置

- 車いすの利用時など、洗濯機への衣服の出し入れが困難になる際には、床を下げるなどの工夫が必要。

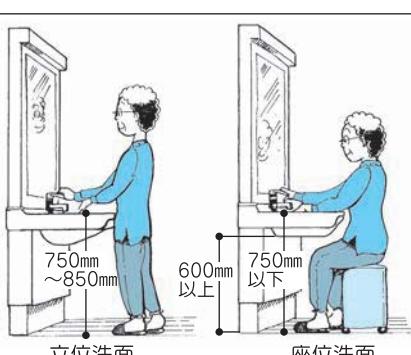
コンクリートブロックなどで高さ調節を行う



★ワンポイントアドバイス

- 将来介助が必要な場合を考え、広く空間を使えるように、洗面所・脱衣室と便所との間仕切り壁を取り外せるように計画しておく。
- 足ふきマットは裏に滑り止めをしておく。

- 座った状態でも、立った状態でも見られるように、鏡は大きいものを設置する。



- 衣服着脱の動作を安定させるために、ベンチや手すりを設置するなどの工夫も必要。



こんな問題があります！

※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 段	差	出入口などの段差につまづく。
2 出入口の幅		出入口の幅が狭いと不便。（車いす利用時・介助など）
3 コンロ（ガス）		衣服に着火するなどの危険や誤操作の恐れがある。
4 配置		台所が寝室など日常生活空間から離れている場合、行き来が不便。
5 床の仕上げ		滑り等による転倒の恐れがある。
6 手すり		手すりがないと移動や姿勢保持などの動作が不安定になってくる。
7 建具		扉の種類や開閉形式により不便を感じるようになる。
8 スイッチ		夜間、スイッチの位置がわかりにくい。
9 給水・給湯		湯温調整が困難になり、やけどなどの恐れがある。
10 電気		電気器具の操作が不便になる。誤操作の恐れがある。
11 照明		視力の衰えにより不十分な照明では見えにくい。
12 収納スペース		低・高所収納が困難になる。（車いす利用時など）

問題を解決するには？

7 建具

出入口は引き戸にする。

5 床の仕上げ

すべりにくい床材とする。

3 コンロ(ガス)

安全性に配慮し、操作が容易なものとする。
電気コンロ・電磁調理器の利用も考える。

2 出入口の幅

歩行補助具や車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

1 段差

段差をなくす。

整備イメージ(高居:基本レベル、性能表示:等級3程度)、住金

8 スイッチ

スイッチ類は使いやすいワイドスイッチとする。

9 給水・給湯

- レバー式水栓など使いやすいものとする。
- 温度調節が自動制御された安全なものとする。

10 電気

- 安全性に配慮し、操作が容易なものとする。
- 火災報知器を設置する。

11 照明

安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保する。

12 収納スペース

適正な量を確保、使いやすい位置へ配置する。

●作業台

天板は平らにし、鍋を持ち上げずに動かせるようにする。

6 手すり

移動やドアの開閉・姿勢保持のための手すりを設置する。

4 配置

できる限り日常生活空間と同一階に配置する。

関連事項

5 手すり ⇒ P12

8 スイッチ

6 床の仕上げ ⇒ P15

10 電気

11 照明 ⇒ P16

7 建具 ⇒ P14

12 収納スペース ⇒ P14

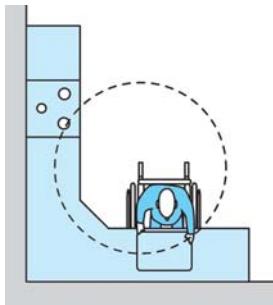
新築の際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

	高居 基 基	性能表示 推 推	3	4	5	住金 エック	基 準	※高居:高齢者居住法 性能表示:住宅性能表示制度 住金:住宅金融支援機構「フラット35」(パリアフリー性能基準)
1							段差なし	P11へ
2							有効幅員750mm以上(軽微な改造により確保できる場合も可)	P13へ
							有効幅員750mm以上(工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可)	
							有効幅員800mm以上(工事を伴わない撤去等により確保できる場合も可)	
3							ガスもれ検知器等・火災報知器を設置	
4							ガスもれ検知器等・火災報知器・自動消火装置又はスプリンクラー設置	
							食事室:特定寝室、便所、浴室、玄関、洗面所、脱衣室と同一階	緩和有 P10へ

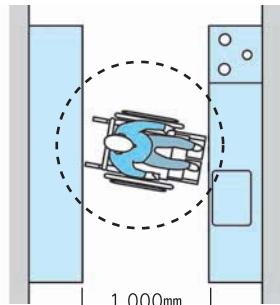
● キッチン

・L型キッチン



L型キッチンは、車いすの場合、作業効率がよい。

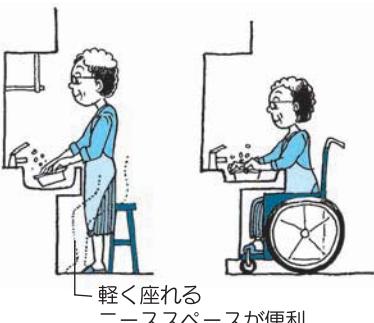
・並列型キッチン



並列型キッチンは、車いすの回転スペースを確保する必要がある。下部開放型調理台を用いて、厨房器具の間隔を1,000mm程度とすると、作業動線が長くならず作業効率がアップする。

・調理台

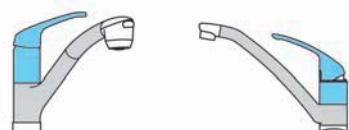
椅子に座って作業ができるように、下部の空いたカウンター式の調理台が楽である。また、棚や台の高さが変えられるものもある。



軽く座れるニースペースが便利。

・水栓金具

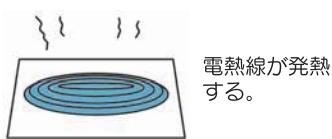
- レバー式水栓など使いやすいものとする。
- 温度調節が自動制御された安全なものとする。



● コンロ

コンロは火が出ないものが安全。

- 電気クッキングヒーター



電熱線が発熱する。

- 電磁調理器

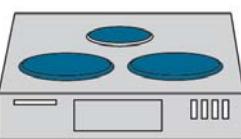


磁力線によって鍋そのものが発熱する。

● ガス: 3

・安全装置

ガス調理器具は立消え安全装置付きとする。



・消火設備

コンロの近くには、扱いやすい消火設備を設置する。

・自動消火装置



不在時や、あわてて消火設備を利用できない時のため自動消火装置(熱を感じて作動する)も有効。

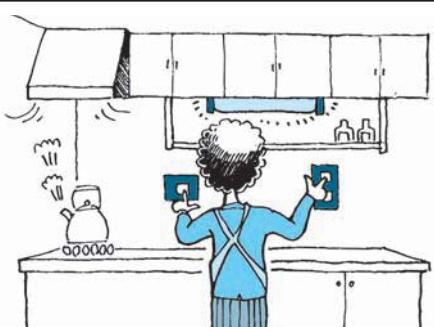
● 照明: 11

天井からの照明の他、流し台、レンジ台、調理台にも照明をつけて、手元を明るくする。



● スイッチ: 8

照明器具、換気扇、給湯器などのスイッチ類は、大型でわかりやすいものとする。また手の届く範囲に設置する。



★ワンポイントアドバイス

- 床暖房があると快適!
- 電磁調理器は炎が出ないので衣服への着火の危険はないが、通電状態が認識しにくい(ランプが付くものもある)、使用できる鍋が限定される(アルミ、銅、耐熱ガラス製のものや中華鍋、土鍋が利用できない)などの問題点もあるので注意する。

食器洗浄乾燥機を設置すると便利。



B

リフォームの場合

リフォームは、実際に障害等が生じた段階で行う事例が多いため、対象者の身体状況や動作状況を十分理解し、そのニーズを的確に把握する必要があります。また、既存の住宅による制約や不確定要素によって工事の段階で様々な問題が生じる可能性が高く、新築工事とは異なる独自の専門性が要求されます。以下に示すチェックシートは、住まい手の要望や身体状況を把握し、より住まい手に適合するリフォーム(改修)を行うためのものです。(P7フロー参照)

記入方法

日常生活

新築用のチェックシート
と同様(P9へ)

身体状況

現在の状況

入院・通院などの状況を把握し、必要な場合は医療・福祉関係者等(例えば理学療法士・作業療法士)に相談し、介助などに関する指示を受ける。

福祉用具使用状況

福祉用具によっては、通行幅やスペース等に十分な配慮が必要である。

希望するバリアフリーリフォームの整備内容

P.9と同じ
住まい手が重視したいところを確認する。

介護保険の住宅改修費を申請する場合、提出する「理由書」は以下のチェックシートをもとに作成すること。

■ 住まい手の要望・身体状況等のチェックシート <リフォーム用>

対象者氏名						対象者性別	男・女	対象者年齢	才
日常生活		自立	一部介助	車いす	全介助	身体状況	障害なし	軽度	重度
移動	歩行					視力障害			医療・福祉関係者 などに相談
	階段昇降					聴力障害			医療・福祉関係者 などに相談
排泄						その他の障害について(有・無) ※障害がある場合は、その内容を記入			
入浴									
着替え						要介護度	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 要支援()	<input type="checkbox"/> 要介護()
就寝						※介護認定が有る場合は、ケアマネージャー(介護支援専門員)と連携する			
現在の状況		<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入院中・入所中〔退院・退所予定 年 月頃〕 <input type="checkbox"/> 通院・通所中 <input type="checkbox"/> かかりつけの理学療法士・作業療法士が〔いる・いない〕 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 同居家族や介助者が〔いる()・いない()〕 ※同居家族や介助者等の意見も反映							
福祉用具使用状況		<input type="checkbox"/> 歩行補助杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 段差解消機 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 徘徊感知器 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 腰掛便座 <input type="checkbox"/> 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 簡易浴槽 <input type="checkbox"/> その他							
現住宅の問題点									
希望するバリアフリーリフォームの整備内容 ※上記の日常生活・身体状況などからリフォーム(改修)の内容を決定し、チェックポイントで採用する項目と程度を選択する									
進入路(アプローチ)	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> 仕上材 <input type="checkbox"/> 門扉 <input type="checkbox"/> その他()								
玄関	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
廊下	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> 通行幅 <input type="checkbox"/> 床材 <input type="checkbox"/> その他()								
階段	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 通行幅 <input type="checkbox"/> 階段昇降機 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> その他()								
台所・食事室	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
居間	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
寝室	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
便所	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> 腰掛け式便器 <input type="checkbox"/> その他()								
浴室	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
洗面所・脱衣室	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								
その他()	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> スペース <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他()								

○リフォーム工事で注意すること

■バリアフリーリフォームでの本ガイドブック利用について

リフォーム工事は、新築と違い不確定要素や個別性の問題などから多種多様になるため、すべてについて説明することは困難です。したがって、P7の「バリアフリー整備のフロー」とP8の「チェックリストの使い方」を基に、以下のようなガイドブック利用が考えられます。

① 新築の場合の整備イメージを参考にし、可能な限り近付けられるようにする。 A 新築の場合【P 9~30】

② 利用したい制度や基準を整理する。

B リフォームの場合【P31~38】

- ・住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」や「バリアフリー住宅工事」、「高齢者等対応設備設置工事」を活用する場合は、それらの基準に適合させる。
- ・介護保険の住宅改修費支給を受ける場合は、リフォーム内容が支給要件に該当するかどうかを検証する。

■リフォーム工事における問題点について

以下のような問題点に配慮する必要があります。

① 不確定要素が多い

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 既存図面の不備 | : 建物の現況を正確に示した図面が残っていないケースが多く、実測調査をしなければ、設計が難しい。 |
| (2) 事前調査や
作業が困難 | : 住宅に居住している状態で、事前調査を行うことが多いため、着工後に柱の腐朽やシロアリ被害、壁体内結露などの予期せぬ問題が発生する可能性が高い。 |
| (3) そ の 他 | : 不確定要素による工期や資金への影響が予測しにくい。 |

② 個別性が強い

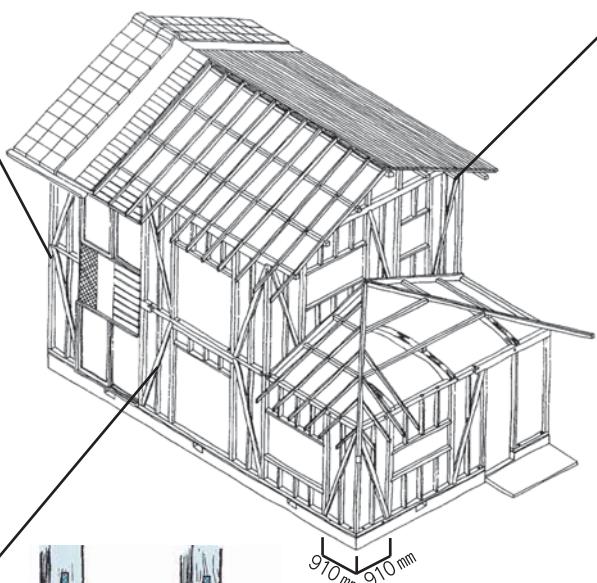
- | | |
|--------------|---|
| (1) 障害への対応 | : リフォームの場合は、障害にあわせて工事を行うパターンが多く、対象者それぞれに対して個別の対応が必要となる。 |
| (2) 既存住宅への対応 | : 既存住宅の構造や環境によって、資材の搬出入や現場の作業スペースにも制約が発生する。 |

○木造住宅の構造に関するこ

日本の住宅の多くは木造住宅ですが、バリアフリー整備を行う前に、考えておかなければならぬ構造上の事項がいくつかあります。(昭和56年以前の木造住宅は、耐震診断・耐震改修の検討が必要です)

A. 通し柱

通し柱は、上下階を通して用いられている重要な柱です。改修等の際に切つたりしないように注意しましょう。



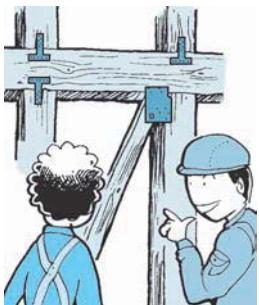
B. 筋交いに注意！

筋交いは、補強のため、柱の間に金具を使って斜めに入れる材です。増改築の際には、この位置に十分注意しましょう。



C. 耐力壁

耐力壁(壁や筋交いを入れた軸組)は、家全体に釣り合い良く配置しなければなりません。部屋を広げるために壁を取り外したりする場合には、この釣り合いに配慮しましょう。



D. 尺貫法

多くの木造住宅は尺貫法により、3尺(910mm)を基準に造られています。このままでは、廊下や階段、開口部などの幅が十分確保できない場合があるので、設計の段階で注意しましょう。

- 日常生活空間内の段差を解消して、住宅内の事故を未然に防ぎましょう。

★関連する制度・基準

- ・住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」や、それを利用した「バリアフリー住宅工事」、「高齢者等対応設備設置工事」を活用する場合は、日常生活空間内の段差を解消することが必要です。
- ・段差解消は、介護保険の住宅改修費支給の対象になります。

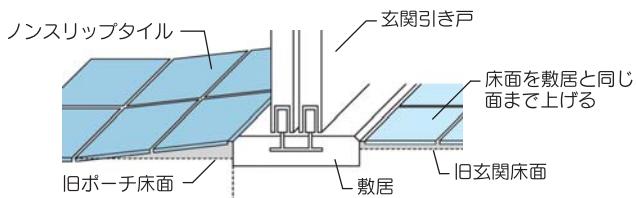
★参考とする整備イメージ（大掛かりな増改築の場合は新築の場合の整備イメージを参照して下さい）

- ・玄関→P17<新築>
- ・浴室→P23<新築>、P37<リフォーム>
- ・バルコニー→P25<新築>

★リフォームの際のポイント

●ポーチと玄関の段差解消

敷居周辺の床材をモルタル等でかさ上げしたり、タイルを斜めに張り直す。（斜め張り部分で足を滑らせないように注意する）



●玄関とホールの段差解消

・踏み台を設置

踏み台を設置することにより大きな段差を小さな段差に変えて昇降しやすくなる。



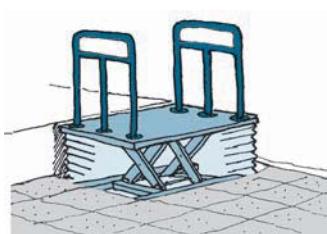
・ベンチを設置

ベンチを設置すると、上がり框などの段差を昇降する際の動作が安定する。



・段差解消機を設置

玄関の土間部分に充分な奥行きがあり、玄関扉の開閉に支障がない場合は、段差解消機を設置する。

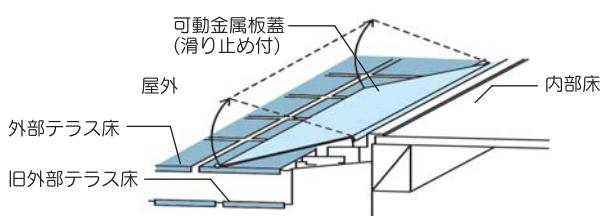


リフォームの際の注意点

- 一般的に段差は、すりつけ板の設置などスロープによる解消が多いが、段差が大きくなる場合は、スロープの勾配が急にならないよう注意する。
- 1室と廊下との段差解消のために、廊下全体のレベルを変えてしまうと、他室との床レベルの関係にも影響を及ぼすことになるので、注意する。

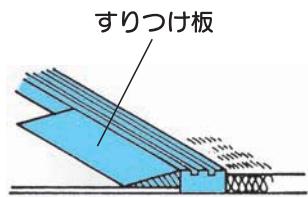
●屋内と屋外の段差解消

外部のテラス床を既存サッシの下端まで上げて1階床との段差をなくすために回転式の金属板（滑り止め付のステンレス製）を取り付ける。



●和洋室の床段差

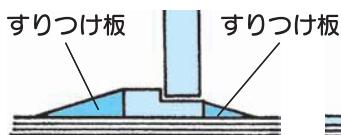
最も簡単な方法として「すりつけ板」設置があるが、端部でつまずかないような配慮が必要。



●建具の敷居段差

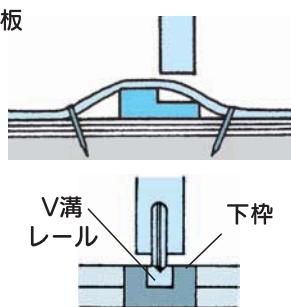
・開き戸の敷居

すりつけ板を両側に設置する。又は床材で被うなどの方法がある。

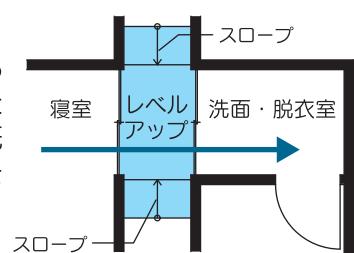


・引き戸の敷居

V溝レールを引き戸下枠に埋め込み、下枠ごと床面に埋め込む。



※廊下全体の床を上げることは費用がかさむため、必要最小限にし、既存部分からスロープを設ける方法もある。



- 手すりを利用することにより、日頃のちょっとした動作が安定し、ずいぶん楽になります。

★関連する制度・基準

- ・住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」や、それを利用した「バリアフリー住宅工事」、「高齢者等対応設備設置工事」を活用する場合は、階段に片側手すり、浴室に浴槽出入り用の手すりが必要です。
- ・手すりの取付は、介護保険の住宅改修費支給の対象になります。

★参考とする整備イメージ（大掛かりな増改築の場合は新築の場合の整備イメージを参照して下さい）

- ・玄 関→P17<新築>
- ・浴 室→P23<新築>、P37<リフォーム>
- ・洗面所・脱衣室→P27<新築>、P38<リフォーム>
- ・階 段→P19<新築>
- ・便 所→P21<新築>、P36<リフォーム>

★リフォームの際のポイント

●部位に応じた手すりの材質の検討

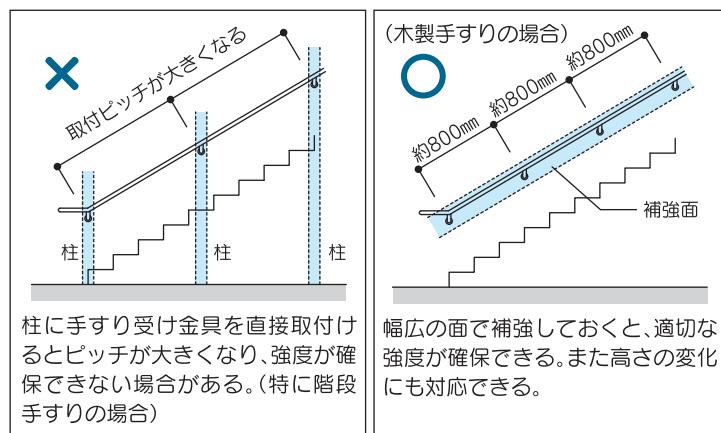
- ・浴室などの水がかりのある部位に使用する手すりは、樹脂被膜などの耐水性のある手すりとする。
- ・浴室や便所の手すりなど滑らし移動を必要としない場合は、滑り止めに配慮する。

●材質にあった取付方法

- ・木製手すりの場合、約800mm程度の取り付けピッチとなる。（特に、木製手すりを採用する場合、取り付け金具ピッチや手すりジョイント部分に配慮する。）
- ・材質の強度に応じた取り付けピッチ、取り付け方法を用いる。

●取付壁がない場合は？

続き間など手すりの取付壁がない場合は工夫が必要。（P39Q & A参照）



●木構造の場合

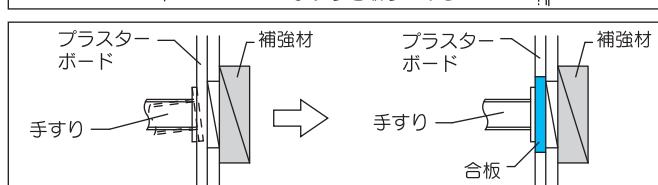
・木下地の場合

柱もしくは間柱に直接取り付けるか、下地補強をして取り付ける。又、補強材は柱・間柱に堅固に設置する。



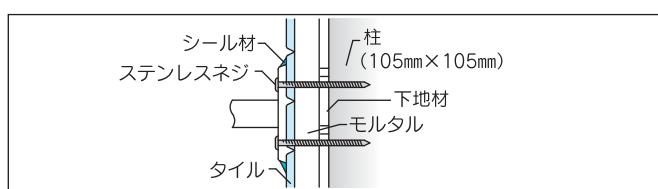
・プラスターボード下地の場合

手すりの取り付け部分は、合板などの固い材料を下地とする。



・タイル下地の場合

手すり付属ネジ、もしくはステンレスネジを用い設置する。ネジは柱まで十分届く長さのものを用いる。又、タイルと手すり受け部分やネジ部分の僅かな隙間に水が入り込まないようにシールする。



●ユニットバスの場合

- ・反対側の壁面が取り外し可能な場合、施工業者により手すり補強及び手すり設置工事を行う。
- ・最近は、後付け用の手すりが販売されているので、メーカーに問い合わせ、適当な手すりを選び、設置する。

- 通路や出入口は、できる限り広くしましょう。
- 建具は、安全で使い易いものにしましょう。
- 床材上は、滑り防止などに配慮しましょう。

★関連する制度・基準

- ・住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」や、それを利用した「バリアフリー住宅工事」、「高齢者等対応設備設置工事」を活用する場合は、通路や出入口の有効幅員を基準通り確保する必要があります。
- ・建具の取り替え、床材の変更は、介護保険の住宅改修費支給の対象になります。

★参考とする整備イメージ（大掛かりな増改築の場合は新築の場合の整備イメージを参照して下さい）

- ・通行幅→P13＜新築＞(住公の通行幅：新築と同様) ・仕上げ・色彩→P15＜新築＞ ・建具→P14＜新築＞

★リフォームの際のポイント

通行幅の確保

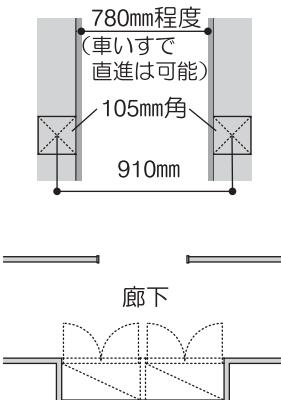
●木造住宅で芯々3尺（910mm）の廊下

車いすなどに対応可能な800mm以上を確保することは困難である。



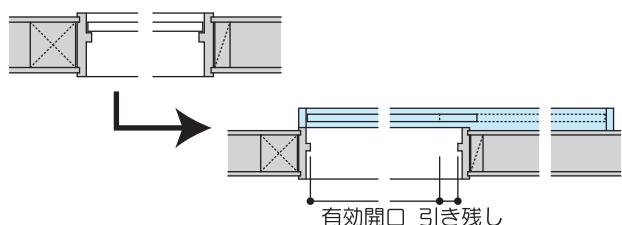
収納などを取り外すことにより、広いスペースを確保できる。

(P39 Q & A 参照)



建具の取替え

●開き戸を引き戸へ変更



開き戸の外側に取り付けた場合

- ・開口部枠が廊下や居室へ突出するため、有効幅員の減少や衝突などに注意する。
- ・引き戸への変更時にスイッチやコンセント類の位置を変更する必要が生じる場合がある。

床材の変更

●安全性を最も重視

滑りやすいもの、あるいはつまづきの原因になるものは避け、特に水に濡れる場所では滑らないものにする。

また、クッション性の確保も必要。

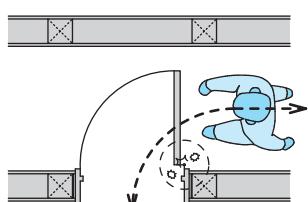


リフォームの際の注意点

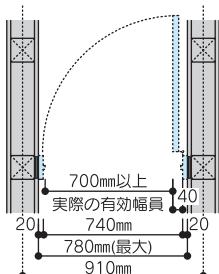
- 壁や柱を取り外す場合は、住宅全体の構造バランスや設備との取り合いに十分配慮する。
- 建具の取替えの際には、周辺の壁やスイッチ類、引き戸の引き残しなどに注意する。
- 床材の変更は、下地に注意する。車いす使用の場合は、耐磨耗性や耐力にも配慮する。

●出入口幅は、扉や開口部枠の取り外しによって、スペースが確保できる。

扉を取り外す場合は、丁番も外し、引っ掛けがないようにする。

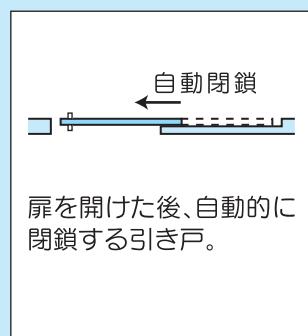


開口部枠の取り外しによるスペース確保。

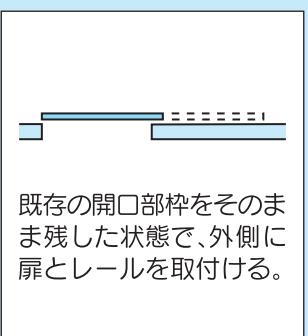


★ワンポイントアドバイス

自動的に閉まる引き戸や取付簡単な外付けタイプの引き戸もある。

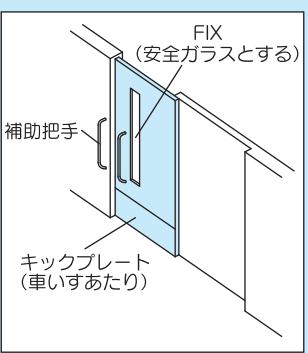
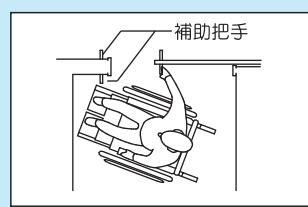


扉を開けた後、自動的に閉鎖する引き戸。



既存の開口部枠をそのまま残した状態で、外側に扉とレールを取付ける。

車椅子利用の場合、開き戸や引き戸に補助把手を設置すると、開閉がしやすくなる。



こんな問題ありませんか！

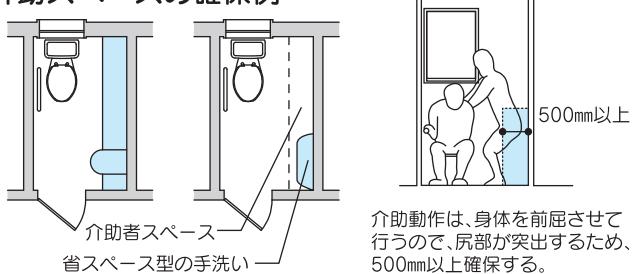
※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 配 置	便所が寝室や居室から遠く、行き来が不便。
2 段 差	出入口などの段差につまづく。
3 手 す り	立ち座り・身体の移動などの動作が不安定。
4 出 入 口 の 幅	出入口の幅が狭く不便。(車いす利用時・介助など)
5 ス ペ 一 ス	スペースが狭く不便。(衣服着脱・介助など)
6 建 具	内部で倒れた際に扉が開けられなくなる恐れがある。
7 通 報 装 置	倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。
8 便 器	和式便器だと使用が困難。

問題を解決するには？

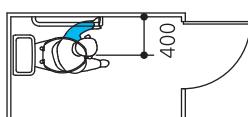
大掛かりな増築工事の場合 → 新築P21参照

介助スペースの確保例

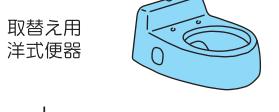
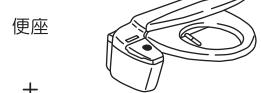


障害による手すりの設置例

健常な側に手すりを取り付ける。

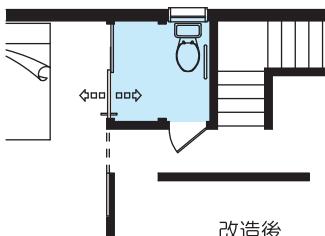
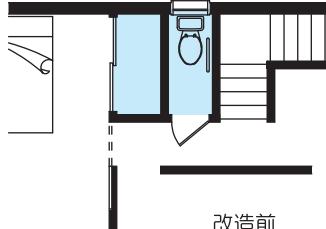
右まひの場合
(左まひの場合は逆)

和式便器から洋式便器への取替例



介助スペースの確保例

収納と便所をワンルームにして、スペースを確保する。



リフォームの際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

住 金	高齢者向け返済特例制度		介護保険	チエック	基 準	※住金:住宅金融支援機構 ※介護保険:介護保険住宅改修	高齢者向け返済特例制度	
	バリアフリー	高対設備(いざれか)					※「床の段差解消」、「廊下及び居室の出入口の拡幅」、「浴室及び階段の手すりの設置」のいずれかが技術基準に適合すること。 〔・バリアフリー:バリアフリー住宅工事 ・高対設備:高齢者等対応住宅設備設置工事 A:高齢者等の自立した日常生活の支援(キッチン以外) D:高齢者等の日常生活の安全性の確保〕	
1						特定寝室と同一階とする		P10へ
2						段差の解消		P33へ
3						手すり設置		P34へ
4						出入口の有効幅員750mm以上		P35へ
5						短辺及び長辺をそれぞれ内法で1,350mm以上確保		
6						建具は緊急時の援助に支障のない構造とする		P35へ
7						便所から居間等に対して非常の際に通報できるようにする		
8						和式便器の洋式便器(暖房・洗浄機付等)への取替 <床材の変更も含む>		

※高対設備A:洗面・浴室(P37)と共に改修を行わなければ融資対象にならない。

高対設備D:火災警報器・スプリンクラー設備等(P38)と共に設置しなければ融資対象にならない。

介護保険:各塗りつぶし部分が、改修費支給の対象になる。

こんな問題ありませんか！

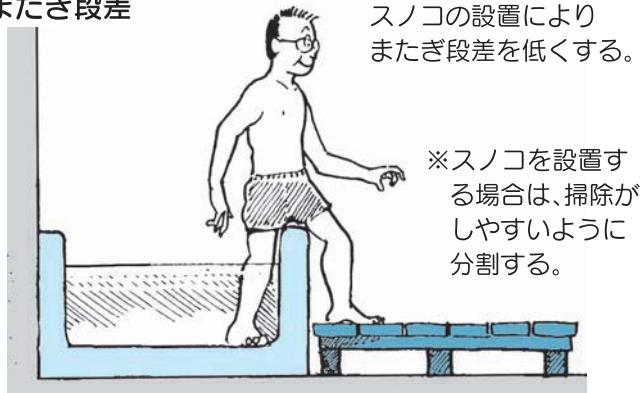
※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 段	差	出入口等の段差につまづく。
2 手すり	り	立ち座り・身体の移動などの動作が不安定。
3 出入口の幅		出入口の幅が狭く不便。(車いす利用時・介助など)
4 スペース	ス	スペースが狭く不便。(介助など)
5 床の仕上げ		滑りなどによる転倒の恐れがある。
6 建具		内部で倒れた際に扉が開けられなくなる恐れがある。
7 通報装置		倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。
8 浴槽		浴槽の縁が高く使いにくい。

問題を解決するには？

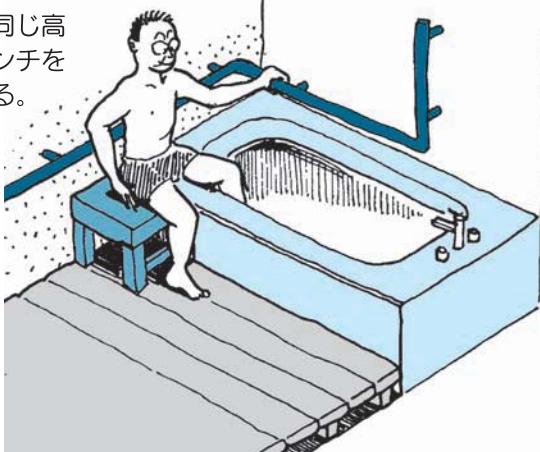
大掛かりな増築工事の場合 → 新築P23参照

またぎ段差



出入り動作を容易にした整備例

浴槽と同じ高さのベンチを設置する。



リフォームの際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

住金	高齢者向け返済特例制度		介護保険	チェック	基準	※住金:住宅金融支援機構				
	バリアフリー	高対設備(いずれか)				高齢者向け返済特例制度				
						※「床の段差解消」、「廊下及び居室の出入口の拡幅」、「浴室及び階段の手すりの設置」のいずれかが技術基準に適合すること。	(・バリアフリー・バリアフリー住宅工事 A:高対設備:高齢者等対応住宅設備設置工事 B:高齢者等の自立した日常生活の支援(キッチン以外) D:高齢者等の日常生活の安全性の確保)			
1					出入口:20mm以下の単純段差 (すのこ設置の場合はすのこ上面と脱衣室床との段差)	※同項目に①、②と表記されているものは、いずれか1つを選択				
2					床の段差解消(住金:出入口部分を除く)	P24・34へ				
3					浴槽出入りのための手すり設置	P24・35へ				
4					①有効幅員600mm以上 ②出入口開口部枠の内法幅600mm以上	P24・35へ				
5					有効幅員650mm以上					
6					戸建:短辺寸法1,300mm以上かつ内法面積2.0m ² 以上					
7					戸建:短辺寸法1,400mm以上かつ内法面積2.5m ² 以上					
8					共同住宅など:短辺寸法1,200mm以上かつ内法面積1.8m ² 以上					
9					滑りにくい床材への変更					
10					緊急時の援助に支障のない構造とする	P35へ				
11					浴室から居間等に対して非常の際に通報					
12					浴槽縁の高さ:床面から(すのこ設置の場合はすのこ上面から)300mm以上500mm以下					

※高対設備D:火災警報器・スプリンクラー設備等(P38)と共に設置しなければ融資対象にならない。

介護保険:各塗りつぶし部分が、改修費支給の対象になる。

こんな問題ありませんか！

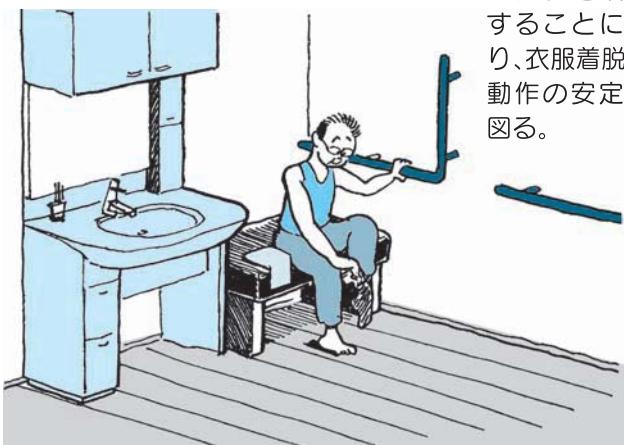
※チェック欄の配慮すべき項目に○印を付けて下さい。チェック欄

1 段	差	その他の居室などで出入口等の段差につまづく。
2 手すり	り	衣服の着脱・立ち座り・身体の移動などの動作が不安定。
3 出入口の幅		出入口の幅が狭く不便。（車いす利用時・介助など）
4 スペース		その他の居室などでスペースが狭く不便。（衣服着脱・介助など）
5 床の仕上げ		滑りなどによる転倒の恐れがある。
6 建具		建具の開閉が困難、把手が握りにくい。
7 洗面器		いす座や車いす利用時に、洗面器の高さが合わない。
8 調理設備		調理設備が使いにくい。
9 昇降設備		階段や高い段差の昇降ができない。（車いす利用時など）
10 安全設備		火災などの警報や消火設備がない。
11 通報装置		倒れるなどの緊急時に助けを呼べない。

問題を解決するには？

大掛かりな増築工事の場合 → 新築P27~30参照

洗面・脱衣室の改修例



キッチンの改修例



車いすや腰掛けた状態で作業ができるように、膝入れスペース（ニースペース）を確保する。



リフォームの際のチェックポイント

※採用する項目のチェック欄に○印を付ける。

住金 高齢者向け返済特例制度 高対設備 (いずれか)	基準			
	チエック	※住金:住宅金融支援機構	※高齢者向け返済特例制度	※「床の段差解消」、「廊下及び居室の出入口の拡幅」、「浴室及び階段の手すりの設置」のいずれかが技術基準に適合すること。 ・高対設備:高齢者等対応住宅設備設置工事 A:高齢者等の自立した日常生活の支援(キッチン以外) B:高齢者等の自立した日常生活の支援(キッチンのみ) C:高齢者等の住宅内の移動の支援 D:高齢者等の日常生活の安全性の確保
		A	B	
		C	D	
7				洗面器はいす座、車いす利用に配慮された構造とする
8				いす座、車いす対応のキッチン設置(シンク下部に膝の入る空間を有するものに限る)
9				① ホームエレベーター設置 ② 移動用リフト(天井面にレール固定) ③ 階段昇降機設置(※P40 Q & A参照)
10				すべての居室に火災警報器及びスプリンクラー設備等を設置 (高齢者等の寝室、炊事室及び玄関が同一階にある場合は当該階のみに設置)
11				高齢者の寝室、便所及び浴室から居間等に非常通報装置を設置

※高対設備A:便所(P36)の項目と共に改修を行わなければ融資対象にならない。



知っておくと役に立つ！Q&A

バリアフリー整備は、技術基準やマニュアルだけでは対応できない事が多数あります。ここでは、知っておくと役に立つ特殊な事例等について紹介します。

5mm以下の段差でもバリアになるって本当？



段差のない構造は5mm以下(仕上がり寸法)というのが一般的ですが、5mm以下でもバリアになることがあるのでしょうか？



技術基準等では、段差のない構造は仕上がり寸法で5mm以下と設定されています。しかし、歩行器等の福祉用具を利用されている方にとって、3～5mm程度の段差にキャスターが引っ掛かり、移動が困難になる例も見られます。場合によっては1mm程度でもバリアと感じる方もいるのです。整備を行う際には、対象者の身体状況や福祉用具の利用等を十分確認しましょう。また、沓ずりにステンレス等の曲げ物を使用してしまうと3mm程度の段差が発生してしまうので、注意しましょう。

続き間に手すりは設置できる？

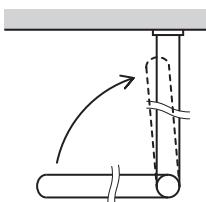


障子やフスマによって仕切られている続き間などは、手すりを取り付ける壁があります。どのようにしたらよいでしょうか？



鹿児島県の伝統的住宅の特徴でもある続き間は、開放的で大人数の来客にも対応できるなど可変性のある空間として根強い人気があります。しかし、手すりの取付は難しいのが現状です。

近年は一間分であれば、伸縮性の手すりもありますが、強度的に安全性の高さを求めるのであれば、出入口を一ヶ所に限定して、その他の部分に手すり取付用の補強を縦方向に設置する方法がよいでしょう。特殊な例として、右図のように可動式の手すりを天井から吊り下げる方法もあります。最も重要な点は、利用者の考え方です。十分な打合せで、お互いの意思疎通に努めましょう。



リフォームで狭い廊下を車椅子対応にするには？



新築の場合は廊下幅を広く設定することができますが、リフォームで既に柱間が芯々で910mmしかない場合、車椅子対応の廊下の有効幅員800mmが確保できません。(P35参照) 何か良い対応策はありませんか？



車椅子の全幅は、自走式でも640mm程度のものが多いので、柱間が芯々で910mmしかない狭い廊下の場合でも直進には問題ありません。問題となるのは、屈曲部や部屋への出入口部分です。よって、出入口幅を広げる、屈曲部分を広げる、収納などを取り外すといった整備でスペースを確保し、車椅子対応とすることができます。整備を行う際には、実際に車椅子に乗って必要寸法を測定するなど、対象者にフィットするように心がけましょう。

また、最近は屋内用に小型の6輪車椅子を利用する方法もとられているようです。

便所のリフォームでは、どんな問題がありますか？



- ① 便所のスペースを広げるためのポイントは？
- ② 和式便器から洋式便器に取り替える場合、どのくらいの工期が必要ですか？
また、取替工事の際に特に注意することはありますか？



- ①便所のリフォームの多い事例としてスペースの確保があります。一般的に隣接している場合が多い洗面所側の壁を撤去する方法が主ですが、この時に配管や構造上の問題に十分注意しましょう。また、洗濯機の位置が問題になる場合が多く、台所のそばに移動するといった例もあります。
- ②和式便器から洋式便器への取り替えは、一般的に1日で施工可能です。工事内容は和式便器の撤去、洋式便器の設置、床材の変更などになります。
取り替え後は広いスペースを必要とする場合が多いので、便器の向きを変えたり、建具形状や設置位置を変更するなどの工夫により使いやすい便所にしましょう。
さらに、工事中は居住者用便所を確保しましょう。近所に公共便所がある場合はよいですが、ない場合は仮設便所を設置するなどの配慮が必要です。

据置式の浴槽で、浴槽縁高さを調節するには？



共同住宅などで据置式の浴槽がありますが、浴槽縁高さが高く、入浴が困難になった場合に、どのようにして調節したらよいでしょうか？



浴室の段差解消と同様で、スノコを使って調節します。据置式の場合は、浴槽縁高さがかなり高くなるので、脱衣室の床、浴室洗い場に1段ずつスノコ(80mm～100mm)を設置し、さらに浴槽の中にも浴槽用スノコ(水中でも浮かないもの)を設置したり、踏み台やベンチを設置するなど、浴槽縁と床の高低差ができるだけ少なくします。
整備の際には、利用者の動作を確認しながら、浴室出入口から浴槽までの移動や入浴動作がスムーズに行われるよう、手すりの位置なども工夫しましょう。

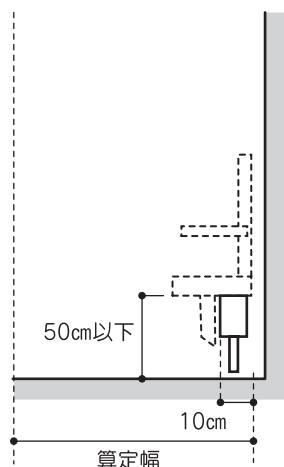
階段昇降機を設置するときの問題点は？



階段昇降機を設置する場合、階段の有効幅は、どのように算定するのでしょうか？
また、設置の際の問題点はありますか？



階段昇降機を設置する場合、階段昇降機のレールが踏面から50cm以下の部分にある場合は、レールの突端から10cmまではないものとみなして有効幅員を算定することができます。
ここで、注意する必要があるのは、昇降用椅子が停止する部分のスペースです。椅子を折りたたんだ状態で十分な通行スペースを確保する必要があります。また、立ち座りの動作が安全に行われるよう配慮しましょう。



1) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会とは？

近年、地球環境問題や厳しい経済・社会状況の中において、住宅ストックの活用や住宅の安全・安心の確保、悪質リフォーム対策等の観点から、耐震改修、バリアフリー化その他の適切な住宅リフォームを推進する重要性が各方面で指摘されています。

このようなことから、消費者が安心して適切な住宅リフォームが行える環境の整備を図るため、建築関連団体や地方公共団体等の25団体により、平成19年10月に「鹿児島県住宅リフォーム推進協議会」を設立しました。この協議会では、住宅リフォームに関する情報の提供、事業者の資質の向上、相談体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施してまいります。

2) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会役員名簿

(平成31年1月31日現在)

会長	中村 明人	(一社)鹿児島県建築協会	会長
副会長	古川 稔	(一社)鹿児島県建築士事務所協会	会長
〃	福山 康洋	(一社)鹿児島県空調衛生工事業協会	会長
〃	山崎 洋	鹿児島県防水工事業協同組合	理事長

3) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会会員名簿

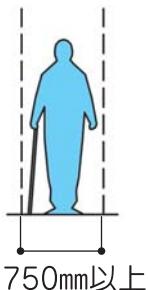
(平成31年1月31日現在)

No.	会 員	役 職	代 表 者 名
1	(一社)鹿児島県建築協会	会長	中村 明人
2	(公社)鹿児島県建築士会	会長	守真 和弘
3	(一社)鹿児島県建築士事務所協会	会長	古川 稔
4	(一社)鹿児島県電設協会	会長	畠田 実
5	鹿児島県しろあり対策協会	支部長	徳永 忠実
6	(一社)日本塗装工業会鹿児島県支部	支部長	市坪 孝志
7	(公財)鹿児島県環境保全協会	理事長	柴立 鉄彦
8	鹿児島県瓦工事業組合	理事長	川畠 博海
9	鹿児島県瓦屋根工事業組合	理事長	前田 太志
10	鹿児島県空調衛生工事業協会	会長	福山 康洋
11	鹿児島県左官業共同組合	理事長	瀬戸 順一
12	(一社)鹿児島県設備設計事務所協会	会長	植村 直哉
13	鹿児島県畳工業組合	理事長	大江 孝之
14	鹿児島県建具組合連合会	会長	佐藤 彰
15	鹿児島建築工友会	会長	山崎 善光
16	鹿児島県表具内装組合連合会	会長	永井 勝二郎
17	鹿児島県防水工事業協同組合	理事長	山崎 洋
18	鹿児島県インテリアコーディネーター協会	会長	岩元 ミユキ
19	鹿児島県室内装飾事業協同組合	理事長	月野 曜史
20	鹿児島都市ガス協議会	会長	津曲 貞利
21	(一社)鹿児島県LPガス協会	会長	秋元 耕一郎
22	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	理事長	西園 幸弘
23	鹿児島県消費生活センター	所長	内和田 浩巳
24	鹿児島市役所 建築指導課	市長	森 博幸
25	薩摩川内市役所 建築住宅課	市長	岩切 秀雄
26	霧島市役所 建築指導課	市長	中重 真一
27	鹿屋市役所 建築住宅課	市長	中西 茂
28	鹿児島県 建築課 住宅政策室	知事	三反園 訓

1) 技術的参考資料

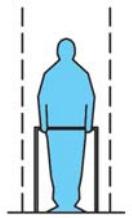
① 歩行

簡易歩行補助杖の場合



750mm以上

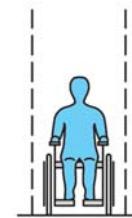
歩行器(キャスターなし)の場合



800mm以上

車いすの場合

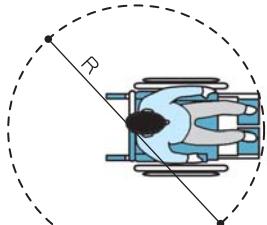
JIS基準の
車いす全幅
大型:630mm
中形:580mm



800mm以上

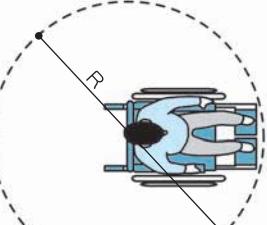
② 回転(360度)

手動車いすの場合



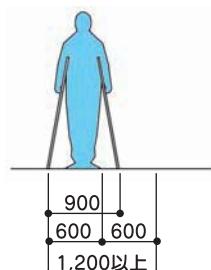
$R=1,500\text{mm以上}$

電動車いすの場合



$R=1,800\text{mm以上}$

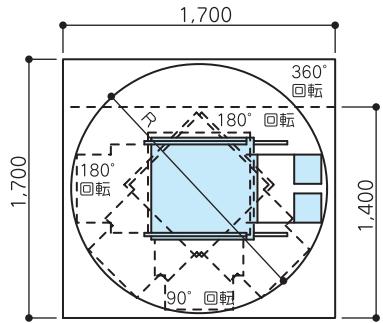
松葉杖の場合



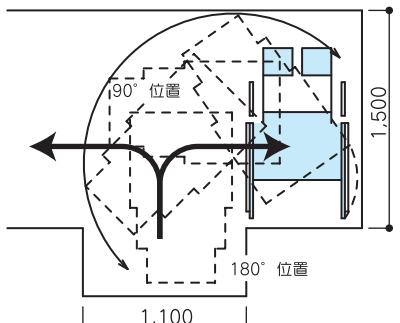
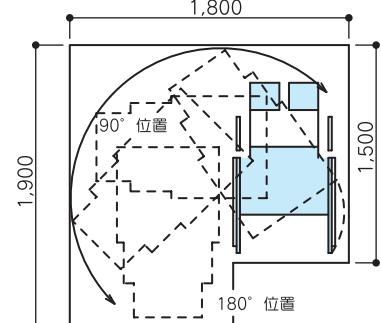
$R=1,200\text{mm以上}$

③ 方向転換(180度)

手動車いすの場合 $R=1,500\text{mm以上}$

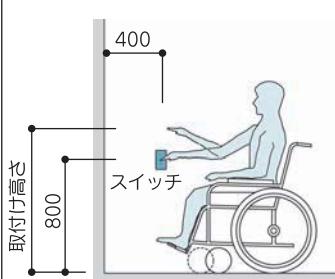


電動車いすの場合

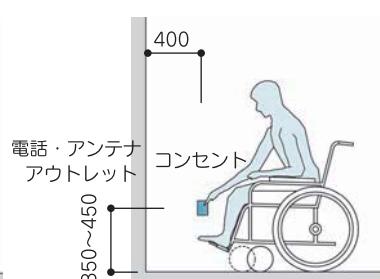


④ 高さ方向

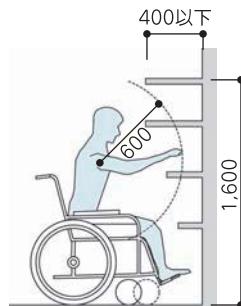
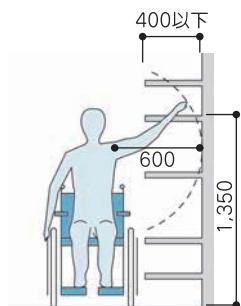
スイッチなど(上向き)



コンセントなど(下向き)



棚などからの出入れ(上向き)



2) もっと詳しく知りたい場合は?

● 相談窓口

鹿児島県土木部建築課住宅政策室	
住宅リフォームに関する関係機関の相談窓口一覧	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo-sumai/reform/index_madoguchi.html 電話:099-286-3738
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	
住宅関係全般に関する相談窓口	http://www.kjc.or.jp/ 電話:099-224-4539
市町村窓口	
鹿児島県各市町村ホームページ一覧 介護保険住宅改修関連制度の問い合わせ	http://www.pref.kagoshima.jp/link/shichoson.html
鹿児島県アドバイザー協議会 事務局((株)アーキ・プラン)	
住宅性能表示制度相談窓口	http://www.minc.ne.jp/ARCHI-PLAN/hinkakutext/top.html 電話:099-259-0070
(社)鹿児島県建築士事務所協会	
建築技術に関する相談窓口	http://www5.synapse.ne.jp/kakenjikyo/ 電話:099-223-6363
(社)鹿児島県建築協会	
住宅の耐震に関する相談窓口	http://www.kagoken.net/ 電話:099-224-5220
かごしま快適住まいネットワーク	
住まいの相談窓口(NPO法人)	http://www.kaisma.net/ 電話:099-251-1800
住宅金融支援機構	
住宅金融支援機構 相談窓口	http://www.jhf.go.jp/contact/index.html 電話:0570-0860-35
高齢者居住支援センター (財)高齢者住宅財団	
住宅金融支援機構 相談窓口 (高齢者向け返済特例制度を利用する際、カウンセリングや改修する家と土地の担保評価を受ける場合)	http://www.koujuuzai.or.jp 電話:0120-602-708
法テラス	
法律に関する相談窓口	http://www.houterasu.or.jp 電話:0570-078374
鹿児島県消費生活センター	
トラブル等に関する相談窓口	http://www.pref.kagoshima.jp/soshiki-kankyo/desaki/shohisenta.html 電話:099-224-4997

● 関連制度・基準に関する解説書やマニュアルの入手先

国土交通省	
高齢者が居住する住宅の設計に係わる指針	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm
住宅性能表示制度	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm
住宅リフォーム推進協議会	
リフォームに関するガイドブック 標準契約書式集	http://www.j-reform.com/index.html 電話:03-3556-5430
住まいの情報発信局	
住宅・建築のニュース 住宅のデータベース など	http://www.sumai-info.jp/
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	
住宅リフォームセンター ・リフォームに関する情報提供 ・リフォーム資格者の育成	http://www.chord.or.jp
住宅紛争処理支援センター ・住宅に関する相談・助言 ・住宅紛争処理の支援	http://www.chord.or.jp 電話:03-3556-5147
住宅部品PLセンター ・住宅に関する相談・助言 ・住宅紛争処理の支援	http://www.chord.or.jp
リフォネット ・住宅に関する相談・助言 ・リフォームに関する情報提供・支援	http://www.refonet.jp/search/index.php

● その他

県民交流センター内 鹿児島県介護実習普及センター	
ショールーム等で体験してみる 勉強会や講習会等に参加する	電話:099-221-6615
鹿児島県社会福祉協議会	
福祉用具などに関して問い合わせる	http://www.kaken-shakyo.jp/ 電話:099-257-3855

3) パンフレット等の紹介

<p>「イラストでわかる リフォームのシックハウス読本」</p> <p>主な掲載内容 シックハウスの基礎知識 シックハウス対策と建築基準法 リフォーム工事のすすめ方</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>	<p>住宅リフォーム工事 トラブル防止のポイント</p> <p>住宅リフォーム推進協議会</p>	<p>「住宅リフォーム工事 トラブル防止のポイント」</p> <p>主な掲載内容 住宅リフォーム工事の特徴 住宅リフォーム工事をトラブルなく完成させるには 住宅リフォーム工事のトラブル事例 万一、不具合等が発生してしまった場合には</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>
<p>「安心・満足リフォームガイド」</p> <p>主な掲載内容 リフォームを考えたら リフォームの進め方 リフォーム Q&A リフォームお役立ち情報 リフォームの事例紹介</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>	<p>住宅リフォーム工事 標準契約書式 (小規模工事用)</p> <p>住宅リフォーム推進協議会</p>	<p>「住宅リフォーム工事 標準契約書式」</p> <p>主な掲載内容 住宅リフォーム工事用の標準的な契約関係書式</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>
<p>「わが家のリフォーム・カルテ」</p> <p>主な掲載内容 住まいの傷みをチェック! 住まいの快適をゲット! 住まいのゆとりをアップ! わが家はリフォーム○○期?</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>	<p>もう一度、見直したい リフォーム事業のABC</p> <p>お客様のニーズに応え、信頼を得るために</p> <p>住宅リフォーム推進協議会</p>	<p>「もう一度、見直したい リフォーム事業のABC」</p> <p>主な掲載内容 事業体制の整備 仕事の進め方 アフターフォロー</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>
<p>「すろくでチェック! 住まいの防犯リフォーム」</p> <p>主な掲載内容 住まいの防犯リフォームすろく 侵入口と対策のポイント 玄関・窓の点検と対策 防犯建物部品（CP 部品） 戸建住宅の建物まわりの点検、対策 共同住宅の共用部分の点検、対策</p> <p>入手先 住宅リフォーム推進協議会 TEL:03-3556-5430</p>	<p>安心して生活を楽しむことができる住まいづくり バリアフリー住宅 リフォーム事例集</p> <p>鹿児島県住宅リフォーム推進協議会</p>	<p>「バリアフリー住宅リフォーム 事例集」</p> <p>主な掲載内容 バリアフリーリフォームの相談 から完成まで バリアフリーリフォーム事例 介護保険住宅改修手続き方法 介護保険の給付対象となる 住宅改修及び福祉用具 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会</p> <p>入手先： (財) 鹿児島県住宅 ・建築総合センター TEL:099-224-4543</p>



バリアフリーガイドブック

監修 鹿児島県土木部建築課 平成31年1月発行

